

令和6年度

# 事業報告書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

Japan Securities Dealers Association

日本証券業協会

# 目 次

御挨拶	1
第1編 事業報告	6
第1章 事業活動の概要	6
第2章 業務に関する事項	17
1 協会員に関する事項	17
2 金融・資本市場の活性化への対応	18
3 各種要望	24
4 調査・研究に関する事項	31
5 証券知識の普及・啓発に関する事項	36
6 株式市場等に関する事項	40
7 公社債市場等に関する事項	42
8 外国証券等に関する事項	43
9 証券化商品・金融派生商品市場に関する事項	44
10 投資勧誘等に関する事項	45
11 研修・資格試験に関する事項	46
12 監査・モニタリング等に関する事項	49
13 あっせん・苦情相談に関する事項	54
14 国際資本市場に関する事項	56
15 社会貢献活動・環境問題・寄付に関する事項	58
16 地区協会に関する事項	59
17 内部統制に関する事項	60
18 内部監査に関する事項	60
19 その他	61
第3章 総会・理事会・会議・委員会・役員等	62
第2編 財務報告	77
監査報告書	122

第3編 資 料	124
1 全国証券大会所信	124
2 協会員に関する状況	126
3 協会員の従業員等の状況	128
4 特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）の状況	129
5 株主コミュニティの状況	130
6 株式投資型クラウドファンディングの取扱状況	131
7 フェニックス銘柄の状況	131
8 上場株券等の取引所金融商品市場外売買の状況	132
9 時価発行公募増資の実施状況等	132
10 公社債の状況	134
11 店頭CFDの状況	136
12 外国証券に関する事項	137
13 研修・資格試験の実施状況	138
14 金融・証券知識の普及・啓発に関する事項	142
15 税務相談に関する事項	144
16 定款・諸規則改正等	145
~~~~~	
○ 会員名簿	147
○ 特定業務会員名簿	151
○ 特別会員名簿	151
○ 理事会・常勤役員等名簿	154
○ 会議・委員会委員等名簿	155
○ 地区協会関係名簿	157
○ 事務局機構	159
・ 主要会議体の機能と構成及び事務局組織	159
・ 本部、地区協会所在地	160
・ 日本証券業協会のウェブサイト等について	161



御 挨拶

会 長 森 田 敏 夫

この度、令和6年度の事業報告書を取りまとめましたので、この機会に御挨拶申し上げます。

本年度の株式市場を振り返りますと、日本株は、堅調な企業業績や企業のガバナンス改革、長らく続いたデフレからの脱却等を背景として、7月に、日経平均株価はバブル期の高値を更新し、一時42,000円を超える水準にまで到達しました。その後8月上旬には、米国景気に対する懸念等から、株価は大幅な乱高下に見舞われましたが、新しいNISAを通じて初めて株式市場と向き合われた個人の方々においても、中長期運用の視座に立ち、概ね冷静な対応が図られたと感じています。年度後半は、国内の衆議院選挙や米大統領選挙後の政策や経済状況を見極めながらのボックス圏での推移となりましたが、終盤は米国の関税政策等を受けた各国経済の先行き不透明感を受けて軟調な推移となりました。年度初めである6年4月1日の終値（39,803円）と年度末である7年3月31日の終値（35,617円）を比較いたしますと4,186円（10.52%）の下落となりました。

他方、我が国経済は、引き続き、海外の経済・物価情勢、それを受けた各国中央銀行の金融政策運営、地政学的リスクの高まり等に留意していく必要があるものの、海外経済の緩やかな経済成長の下、緩和的な金融環境等も背景に、回復傾向が続いております。

このような状況下、政府におきましては、家計の投資が企業の成長の原資となり、企業価値の向上により、家計の金融資産所得がさらに拡大する「成長と資産所得の好循環」を目指し、資産所得倍増プラン、スタートアップ育成5か年計画、資産運用立国実現プラン等、証券業界に関係の深い政策が進められており、証券業界の重要性はより一層増しているものと考えております。本協会においては、引き続きこれらを含む様々な社会課題に向き合い、解決に向けた貢献ができるよう、また、証券投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現等に貢献できるよう、各種の取組みを推し進めております。ここではその中から、「国民の資産形成支援の強化」、「SDGsの達成に向けた取組み」、「スタートアップ育成の支援」、「デジタルトランスフォーメーション(DX)の促進」、「高齢社会に対応した金融サービスの実現に向けて」、「業界全体のレベルアップに向けた取組み」及び「証券会社のミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた取組み」につきまして所見を申し述べます。

#### (国民の資産形成支援の強化)

NISA制度は、6年1月に行われた抜本的拡充・恒久化により知名度を大きく上げました。このNISA制度を起爆剤として、我が国の「貯蓄から投資へ」の流れが、明らかに動き始めたと確信しております。ようやく動き始めたこの「貯蓄から投資へ」の流れを、一時的なブームに終わらせることなく、さらに大きなうねりに、そして継続的なものにできるよう、業界を挙げて取り組んでいくことが重要であり、最優先事項です。NISA制度の更なる普及に向け、引き続き、業界を挙げて丁寧な取り組みを行ってまいります。

また、6年8月から本格稼働した金融経済教育推進機構（J-FLEC）への全面的な支援及び連携を通じ、これまでの枠組みを超え、官民一体となって国民の皆様の金融リテラシー向上に取り組んでまいります。

確定拠出年金制度（企業型DC、iDeCo）につきましては、6年7月、公的年金に関する財政検証が行われたことを踏まえ、本協会では、より豊かな老後の生活を実現するため、投資信託協会及び全国証券取引所協議会との連名で、「確定拠出年金制度（企業型DC、iDeCo）の改革についての提言」を取りまとめ、公表するとともに関係各方面への働きかけを積極的に行ってまいりました。12月には「令和7年度税制改正大綱」において、確定拠出年金制度（企業型DC、iDeCo）の拠出限度額の引上げ等が決定されました。引き続き、確定拠出年金制度の周知・普及に向け取り組んでまいります。

#### (SDGsの達成に向けた取り組み)

本協会では、4年7月、「サステナブルファイナンス推進宣言」を公表しております。昨今、トランジション・ファイナンスやインパクト投資の推進等が更に重要視されてきていることを踏まえ、6年9月、同宣言の附属書を改定いたしました。

サステナブルファイナンスの推進と更なる市場の拡大に向けた取り組みを進めていくため、6年5月、日本のトランジション戦略の意義を伝えることを目的とした海外市場関係者向けのラウンドテーブルを開催いたしました。

また、6年2月、世界初の国によるトランジション・ボンドとして、「クライメート・トランジション利付国債」の初回発行が行われ、GXの更なる加速が期待される中、この動きをフォローすべく、9月にGX技術見学会を開催し、11月には国際資本市場協会（ICMA）と8回目となる共催カンファレンスを開催いたしました。引き続き、国内外のステークホルダーと連携し、GXの推進・フォローに貢献してまいります。

さらに、証券業界における働き方改革・ダイバーシティの一層の推進を図るとともに、経済的に厳しい状況の子どもたちが将来に希望を持って成長できるよう、株主優待を活用した「株主優待SDGs基金」等を通じ、子ども・若者の貧困問題への支援等を継続いたします。

#### (スタートアップ育成の支援)

4年11月、政府において「スタートアップ育成5か年計画」が取りまとめられており、6年6月に閣議決定された規制改革実施計画等においても、我が国のスタートアップ等の企業について、非上場株式

の発行市場及び流通市場を活性化することを通じて、円滑な資金調達を確保する必要がある旨が提言されています。スタートアップ等の非上場企業に資金調達の場を提供することは、我々証券業界にとっても重要な課題の一つであると認識しております。

本協会では、証券会社が特定投資家へ非上場企業の株式等の勧誘を行うことを可能とする制度として、J-Ships（特定投資家向け銘柄制度）を4年7月に創設しましたが、着実にその実績が積み上げられております。また、6年12月、金融庁と共同で「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」を立ち上げ、非上場株式の取引制度の課題等に関する検討を行っております。

引き続き、スタートアップ育成の支援のため証券会社が更なる役割を果たすことができるよう取り組んでまいります。

#### （デジタルトランスフォーメーション(DX)の促進）

デジタルトランスフォーメーション（DX）の促進については、これまで、目論見書や投資信託の運用報告書等、お客様に交付する書面の原則デジタル化の実現に向けた働きかけを行ってまいりましたが、5年11月、お客様のデジタル・リテラシーを踏まえつつ、その実現を可能とする法令改正が行われ、大変大きな成果を得られました。この改正法令が施行となる7年4月に向け、多くの会員では顧客交付書面のデジタル原則化の実施に向けて前向きな検討が行われております。実際に制度移行する会員においては、今後お客様に適切な対応ができる態勢作りを行っていくことが重要であることから、本協会では、7年2月、会員に対してガイドライン・リーフレットの提供を行っております。また、法定の顧客交付書面のデジタル原則化が認められたことを踏まえ、7年3月、本協会規則に定める顧客交付書面についてもデジタル原則化を認めるための規則改正を行いました。引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

また、ブロックチェーン技術を活用した債券等（トークン化有価証券）につきまして、投資者保護及び市場の健全な育成の観点から必要な検討・対応を行うとともに、証券市場における金融イノベーションに関する動向等を踏まえ、情報収集や調査・研究を進めます。

さらに、政府における経済安全保障に係る戦略的な方向性を踏まえ、サイバーセキュリティリスク対策に関する情報提供や研修等も、引き続き、実施してまいります。

#### （高齢社会に対応した金融サービスの実現に向けて）

本協会では、高齢世代の継続的な資産運用・管理や、次世代へその資産及びリテラシーを継承するための代理人取引（家族サポート証券口座）について検討を行うべく、5年12月、「家族サポート証券口座に関する検討ワーキング・グループ」を設置し、7年2月、家族サポート証券口座の制度要綱を公表いたしました。日本における超高齢化の進展に伴い、高齢のお客様やその関係者のニーズにお応えすることは、証券業界にとっても重要課題の一つであるため、制度が定着するよう継続して取り組んでまいります。

また、高齢のお客様の属性や状況に適応した金融サービスの提供に資するよう、必要な対応を進める

とともに、引き続き、世代間の円滑な資産移転に向けた検討を進め、関係各方面への働きかけを行ってまいります。

さらに、6年7月、協会員が様々な場面で高齢顧客に接していく際に創意工夫を行うための参考情報を掲載している「高齢顧客ブック」について、協會員の役職員向け研修における高齢顧客取引の説明状況を追記する等の改訂を行いました。加えて、高齢のお客様に適切に対応できる専門人材の育成に向け、会員に対し、認知症サポーター養成講座の実施、金融ジェロントロジーに関する研修動画の提供を行いました。引き続き、こうした取組みを継続してまいります。

#### (業界全体のレベルアップに向けた取組み)

国民の皆様の「貯蓄から投資へ」という動きをさらに大きく、継続的なものにするためには、我々証券業界自身がさらにレベルアップを図っていくことが重要との認識から、5年9月に設置したコンプライアンス相談窓口の運営を通じた協會員のコンプライアンス体制整備の支援や、会員向けの各種研修制度の充実等に向けた取組みを行っています。

また、顧客本位の業務運営の実践に向けて、組成会社・販売会社間で行う仕組債・外国籍投資信託に関する情報連携について実務上の取扱いを取りまとめました。

同時に、顧客本位の業務運営の実践のために創意工夫していく中で、必要以上に形式的・画一的となっているコンプライアンス上の規制の見直しについて働きかけを行い、譲渡制限付株式の付与に係るインサイダー規制上の軽微基準の見直し、持株会等における1回の買付上限額の引上げ等、規制のスクラップアンドビルド要望項目が複数実現いたしました。引き続き、こうした取組みを継続してまいります。

#### (証券会社のミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた取組み)

「貯蓄から投資へ」の流れを大きくし、証券業界全体が成長するためには、証券会社自身がサステナブルな会社になっていく必要があるとの認識から、証券会社の業務の効率化に向けた業界横断的な取組みを行っています。具体的には、証券会社のミドル・バックオフィス業務に従事する役職員の確保が困難化しつつある状況を踏まえ、業界横断的な検討を行うため6年5月に設置した「証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた懇談会」の下部に6つの部会（「サイバーセキュリティ部会」、「相続部会」、「外国株式コーポレートアクション部会」、「口座開設部会」、「売買審査部会」、「株式公開買付部会」）を設置し、実務上の課題の洗い出しや課題解決に向けた施策等について、検討を進めています。ミドル・バックオフィス業務の効率化は証券業界における重要な課題であると考えており、引き続き取組みを進めてまいります。

最後に、このような様々な取組みを実施する中、「貯蓄から投資へ」の流れをより確実なものとするためには、会員各社の役割が非常に重要となることから、会員各社の現場を私自らが訪問し、我々証券業界のおかれている状況や今後の展開等をご説明するとともに、現場の皆様の意見を直接聞き、それらも踏まえた証券業界の変革を促すことができるよう、意見交換会を実施しました。6年3月より全国の

会員45社を訪問し、そこで働く役職員の方々のご意見を直接伺いました。

以上が令和6年度の本協会の主要課題に対する取組み状況と今後の対応方針でございますが、本協会といたしましては、我が国経済を支えるための金融資本市場確立の貢献に向け、引き続き様々な事案に関し全力を注いでまいります。

引き続き、協会員各位のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

# 第1編 事業報告

## 第1章 事業活動の概要

本年度、本協会では、投資者からの信頼のより一層の向上と証券市場の機能強化に向けて、次の6つの重点課題に取り組んだ。各課題の主な取組み内容は以下のとおり。

### 1 国民の資産形成支援の強化のための取組み

#### (1) 中長期的な資産形成の促進

##### ① 動き始めた「貯蓄から投資」の流れを本格的、継続的なものにしていくための取組み

6年12月、「証券投資に関する全国調査」及び「個人投資家の証券投資に関する意識調査」の結果を取りまとめ、長年10%台後半で推移していた国民の有価証券保有率が24%を超えたこと、証券投資を必要だと思う国民が前回調査の3割から4割超へ大幅に増加したこと及び国民のNISAの認知度が前回調査の6割弱から8割弱へ大幅に増加したこと等の情報発信を行い、国民の資産形成意識の向上に努めた。

「NISA口座の開設・利用状況」について、全証券会社版を四半期に一度、証券会社10社版を毎月公表し、タイムリーな情報発信に努めた。

6年10月、「NISA推進戦略協議会」を開催し、同年8月上旬に株式市場の相場急変が起こったことに伴い、個人投資家の動向に係る分析結果、相場急変時における各業界等の対応事例・課題等、金融経済教育の推進に向けた取組みについて、情報共有・意見交換等を行った。

6年10月、国民の安定的な資産形成に関する調査研究並びに情報発信等及び資産形成支援に向けた取組みの推進に関する事項等を検討するため、証券戦略会議の下部に「資産形成の推進に関するワーキング・グループ」を設置した。本ワーキング・グループでの議論に基づき「新NISA開始1年後の利用動向に関する調査」を新たに実施し、その調査結果を取りまとめ、6年中に1銘柄も売却していない者は、つみたて投資枠で83.2%、成長投資枠で75.3%であることや、新NISAの購入資金は預金・給与所得・年金が74.9%である等、新NISA利用者の実態把握に努めた。

##### ② NISA制度に係る特設サイトの運営、パンフレットの提供、CM動画の配信・放送等の広報活動

6年からのNISA制度に対応した特設サイトの運営やパンフレットの提供を継続的に実施したほか、制度への気づき・理解向上に資するCM動画や制度説明動画を継続的にウェブやテレビ等で配信した。

また、「NISAの日（2月13日）」をきっかけに、NISAの認知・理解を深めてもらうとともに、資産形成・証券投資の重要性についての理解促進を図るため、「今年こそ！一から学ぼう『NISA教室』」と題した「NISAの日」イベント（①著名人をゲストに迎えたトークイベント、②都内の小学校から高学年の生徒を特別招待しての遠足授業（講師及び教材：J-FLEC協力）、③NISAや証券投資、資産

形成について楽しく学べる体験型ブース等のイベント）を開催した。

## (2) 金融経済教育推進機構（J-FLEC）の運営の支援・連携

6年8月、J-FLECの本格稼働に伴い、本協会が実施していた金融・証券教育支援事業（社会人・学校向けセミナー事業、講師派遣事業、体験型副教材等の制作・提供、ウェブサイト公開、金融・証券インストラクターの登録管理業務等）をJ-FLECに移管した。併せて、職員の出向等の人的支援及び運営費等の資金拠出を行った。

6年8月、会員向け説明会を開催し、J-FLECと証券会社個社との共催イベントの実施、証券会社個社が主催するセミナー・イベントへのJ-FLEC役職員の登壇等、J-FLECと証券業界との連携施策の検討・実施に向けて情報提供や意見交換を行った。

また、J-FLECからの受託業務について、都道府県金融広報委員会等の関係者と連携し、全国各地においてJ-FLECの広報活動、一般・教員向けセミナー（14回）やブロック協議会（7会場）を企画・実施した。

6年11月及び7年3月、金融・証券教育支援委員会を開催し、J-FLECの理事を招いた上で、J-FLECの事業実施状況等に関する聴取・意見交換を行った。

6年12月から7年1月、本協会の学校向け金融・証券教育支援事業でつながりのある教育関係者等に対し、今後の継続的なコミュニケーションの場の創出を視野に、学校現場における資産形成教育の課題等についてヒアリングを実施した。

## (3) 有価証券投資に関連した詐欺への対応

特設サイト、協会公式SNS、コールセンターの運営、リーフレットやポスターの配布・掲示等を通じて、有価証券投資に関連した詐欺に関する注意喚起を実施した。

また、各都道府県警察等と連携し、街頭注意喚起イベントを行った。

## (4) 資産形成支援制度の改善、利便性の向上

### ① NISA制度の利便性向上に向けた取組み

令和7年度税制改正大綱において、NISA制度の利便性向上に係る所要の措置（ETFの最低取引単位等の見直し、金融機関変更時の即日買付を可能とする等）が講じられることとなった。

また、つみたてNISA等に係る10年ごとの所在地確認の廃止については、要望実現には至らなかったものの、令和7年度与党税制改正大綱において、金融機関の負担にも配慮しつつ、実効性のある代替策の検討を含め、そのあり方の検討を行うこととされた。

令和6年度税制改正において措置された事項等の改正内容を踏まえ、税法や国税庁の通達で明確化されていない事項について、税務当局等に確認の上取扱いを取りまとめた。

### ② 確定拠出年金制度（企業型DC、iDeCo）の改革に向けた取組み

6年7月、公的年金の財政検証結果の公表に伴う年金制度の改正に向けて、本協会、（一社）投資信託協会及び全国証券取引所協議会の証券三団体連名で「確定拠出年金制度（企業型DC、iDeCo）の改革についての提言」を公表した。提言では、より豊かな老後の生活を実現するため、制度の公平性や拠出限度額の分かりやすさの観点から、iDeCo等の拠出限度額の引上げ等を掲げ、

要望実現に向けて関係各方面へ働きかけを行った。

令和7年度税制改正大綱において、確定拠出年金制度（企業型DC、iDeCo）の拡充（拠出限度額の引上げ、企業型DCのマッチング拠出の弾力化等）が講じられることとなった。

#### (5) 高齢者の資産活用と円滑な世代間移転のための取組み

「家族サポート証券口座に関する検討ワーキング・グループ」において、高齢社会に対応した効果的な資産の運用・管理や代理人等取引の在り方について、任意代理契約を利用し、高齢者の資産を子供世代が代理人として管理・運用することを想定したスキーム構築に向け検討を行った。

7年2月、本件検討結果に関して関係各方面との意見交換も行った上、家族サポート証券口座制度要綱を公表した。

令和7年度税制改正要望において、世代間の資産承継を円滑にするため、上場株式等の相続税に係る物納要件や相続税評価額等の見直し等を掲げ、要望実現に向けて関係各方面への働きかけを行ったところ、相続税評価額等の見直し等については要望実現には至らなかったが、令和7年度税制改正大綱において、相続税の物納制度における物納許可限度額等について、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数等の見直しが講じられることとなった。

#### (6) 個人投資家の投資環境の改善に向けた取組み

##### ① 金融所得課税の一体化（デリバティブとの損益通算）に向けた取組み

令和7年度税制改正要望において、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引等にまで拡大することを掲げ、要望実現に向けて関係各方面への働きかけを行った。

##### ② 株主優待制度の意義や機能についての理解を促進するための取組み

6年10月、株主優待制度の意義について、国民のみならず発行会社、機関投資家等の理解を促進するため、株主優待を取り巻くステークホルダーのそれぞれの視点及び学術的な観点からの研究・検討を行い、対外的に発信することを目的として、「株主優待の意義に関する研究会」を設置し、議論を行った。

#### (7) 証券市場や証券会社の機能、役割の理解促進

##### ① 証券会社の業務や取組みを幅広く紹介する取組み

証券会社・証券業界の業務や役割、社会的意義等のより一層の理解促進を図るため、特設サイト（「ギャップがすごいゾ！証券業界」）及びショート動画等の制作・公表を行った。

「証券投資の日（10月4日）」をきっかけに、広く証券投資の意義・目的の理解促進を図るため、「証券投資の日」イベント（①パリオリンピック・パラリンピックで活躍したメダリストをゲストに迎えた前夜祭トークイベント、②「とうしくんの証券投資FARM」と題した会員代表者によるグッズ配布・販売、J-FLEC認定アドバイザーによる相談ブース設置等のイベント）を開催した。

また、「証券投資の日」の特設サイトを制作し、会員代表者等からの証券投資や資産形成に関するメッセージを公開したほか、記念グッズの制作・配布等を行った。

本協会が実施している「大学生等向け業界研究講座」の活動と連携し、講義を実施した大学に、

業界の魅力向上に資する制作物（SDGsの取組みに関するリーフレット等）やとうしくんグッズを配布した。

- ② 証券市場の基本的な機能や国民経済における役割等について国民の理解を深めていくための取組み  
大学生等向けに「証券業界・証券市場ってなんだろう」というテーマで株式会社の資金調達、証券取引所と上場会社、証券会社の業務、証券業界とSDGs等についての出張講座（大学生等向け業界研究講座）を実施した（3月末時点で申込15大学、実施6大学）。

証券研究に関する学生団体「全日本証券研究学生連盟」活動の支援を実施した。同団体は6年12月7日に「証券ゼミナール大会」を開催し、全国22大学計349名の大学生が参加し論文の発表及び討論を行った。

## 2 金融資本市場の機能・競争力の強化のための取組み

- (1) 金融イノベーションの進展への適切な対応

6年11月、登録PTS運営会社におけるトークン化有価証券の取引に関する制度整備を行う観点から、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部改正を行った。

日本銀行の「中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する連絡協議会」等における送金手段のデジタル化への対応の在り方等の検討に参加し、情報収集を行っている。

- (2) 私設取引システム（PTS）の機能向上のための制度整備

7年1月、PTSにおける立会外取引に類似する取引について必要な制度整備を行う観点から、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部を改正し、同月施行した。引き続き、金融庁における検討を踏まえ、PTSの機能向上のために必要な対応について検討を行っている。

- (3) 特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）の流通市場の整備及び普及に向けた取組み

6年11月、セカンダリー取引の勧誘時における開示資料の作成負担の軽減や金融商品仲介業者を通じて投資勧誘を行う場合の規則の明確化等、J-Shipsに係る制度整備の観点から、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の一部改正を行った。

7年2月、J-Shipsの対象に受益証券発行信託やトークン化された非上場株式を追加するため、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正に係るパブリックコメントの募集を行った。

7年3月末現在、制度施行当初からの累計で33件、約1,700億円の取扱いがあった。今後のさらなる利用活性化のため、引き続き、J-Shipsの周知活動を行うとともに、必要な対応について検討を行っている。

- (4) スタートアップへの成長資金供給促進のための環境整備

6年11月、非上場株式等に関する投資勧誘範囲の拡充等の観点から、「株主コミュニティに関する規則」等の一部改正を行った。

6年11月、登録PTS運営会社における非上場株式等の取引に関する制度整備を行う観点から、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部改正を行った。

6年12月、「規制改革実施計画」等を踏まえ、非上場株式の取引を活性化させる観点から、金融庁と共同で「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」を立ち上げた。

7年2月、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース」報告書で取りまとめられた株式投資型クラウドファンディングに関する提言（発行上限や投資上限の見直し等）について、必要な制度整備を行う観点から、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正を行った。

7年2月、令和6年金融商品取引法等改正において措置される「非上場有価証券特例仲介等業務」に参入する金融商品取引業者による新たなサービスの導入を促進する観点から、「店頭有価証券に関する規則」等の一部改正に係るパブリックコメントの募集を行った。

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」で取りまとめられた株式投資型クラウドファンディングに関する法人特定投資家への勧誘規制の見直しに関して、必要な対応について検討を行っている。

J-Ships、株主コミュニティ制度及び株式投資型クラウドファンディング制度等の非上場株式取引制度について、大学での講義やセミナー等により周知を行ったほか、これら制度の取扱い状況について週次・月次で公表を行っている。

#### (5) 社債市場の拡充・多様化に向けた環境整備

6年7月、コベナンツ付与の在り方、コベナンツ抵触時の対応、社債管理補助者の活用等に係る具体的施策等について取りまとめた「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」報告書（2024年7月報告）を公表した。

7年3月、同報告書の提言を踏まえ、引受業務を通じたコベナンツ付与の実効性を確保することにより信用リスクが相対的に高い企業による社債発行が可能な環境整備を図るため、「有価証券の引受け等に関する規則第3条の考え方（社債券の適切な引受判断に係るガイドライン）」案を取りまとめ、パブリックコメントの募集を行った。

また、同報告書の提言を踏まえ、「コベナンツモデル（参考モデル）」の改訂、コベナンツ抵触時等の対応の整理及び社債管理補助者の活用に係る規定例の改訂等について検討を行っている。

7年3月、社債市場の透明性及び投資家の利便性向上の観点から、社債の取引情報の報告・発表制度について発表対象銘柄の拡大を行うため、『「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」等の一部改正案についてパブリックコメントの募集を行った。

#### (6) 規制のスクラップアンドビルドに向けた取組み

顧客本位の業務運営の実践のために創意工夫していく中で、必要以上に形式的・画一的となっているコンプライアンス上の規制の見直しについて関係当局に対し働きかけを行い、譲渡制限付株式の付与に係るインサイダー規制上の軽微基準の見直しや持株会等における1回の買付上限額の引上げ等が実現した。

#### (7) 国際金融センターの実現に貢献する取組み

国際金融都市構想を掲げる各都市（東京・大阪・福岡・札幌）の地位確立に向けて、各都市や（一社）東京国際金融機構（FCT）の取組みに参画している。

(8) マイナンバー制度の利活用範囲の拡大に向けた取組み

証券業界におけるマイナンバーの利活用に向けて、「社会保障・税番号に係る法整備等対応ワーキング・グループ」における議論を踏まえ、引き続き検討を行った。

(9) 証券会社におけるサイバーセキュリティ対策水準の向上支援

サイバーインシデントの未然防止を図るため、政府・セキュリティ専門機関から提供されるサイバーセキュリティに係る脆弱性情報等について適時、会員に周知した。(6年4月～7年3月：57回)

本協会に報告された証券会社におけるサイバーインシデント事案について、証券会社情報セキュリティワーキング・グループにおいて、四半期ごとに対応の概要等を取りまとめた。

証券会社のサイバーセキュリティ対策に資するため、政府の各種サイバーセキュリティ演習 (Delta Wall等) への証券会社の参加について調整を行ったほか、訓練結果について7年5月にフィードバックを行うこととした。

サイバーセキュリティ対策水準向上のための研修 (サイバーセキュリティ研修【応用編】) を実施した (6年11月、7年2月：2回)。

JSDAトレーニング・ハブ (会員の役職員向け研修サイト) において、不正アクセス検知等のサイバーセキュリティに関する研修動画を配信している (7年3月末時点の配信動画数：9本)。

(10) 市場機能維持のための訓練の実施

6年11月、BCPウェブシステムを活用した三市場 (証券市場、短期金融市場、外国為替市場) による合同訓練を実施し、情報連絡体制の再確認を行った。

(11) 外務員の一層の資質向上を図るための外務員資格更新研修のコンテンツの改善・充実

7年1月、外務員資格更新研修はオンラインによる受講方法のみに移行した。

資格更新研修の内容について、7年4月配信分より昨今のコンプライアンス違反事例や法令改正等を反映させるべく対応を行った。

### 3 SDGs達成のための取組み

(1) 働きがいのある職場環境の整備やダイバーシティの推進

働き方改革やダイバーシティを推進していくため、「会長と地区会員代表者との懇談会」や「代表者セミナー」において、会員代表者向けに、働き方改革・ダイバーシティ推進の必要性を訴求するリーフレットを配布し情報発信を行った。

6年10月、女性の就業率が上昇し、仕事と女性特有の健康課題との両立が課題となっていることに伴い、証券業界においても、男女ともに女性の健康課題に関する理解を深め、働きやすい職場環境づくりを促進するべく、会員役職員の意識醸成を目的とした「女性のヘルスリテラシー向上セミナー」を開催した。

6年12月、証券業界におけるダイバーシティ推進に向けた役職員の意識醸成を目的とした「証券業界におけるダイバーシティ推進カンファレンス」を開催した。

会員各社の人事担当者同士による人事制度・取組みに関する情報共有及びネットワーク構築の機会

の提供を目的とした「人事担当管理職を対象とする業態別意見交換会」を対面で開催（6年7月、7年1月）し、業態別に、抱えている課題（人材育成、シニア社員の活性化等）についてそれぞれ意見交換を行った。

また、本年度は東京開催に加え、大阪及び名古屋においても開催し、各地域の実態や特性に即したZ世代の就職や人材定着に関して情報の共有及び意見交換を行った。

## (2) 経済的に厳しい状況にあるこども等への支援

7年3月現在、「こどもサポート証券ネット」（証券会社61社、NPO法人等48団体参加）により、米や長期保存可能な食品を中心に累計2,317件の支援が成立した。

6年12月、全国銀行協会とのMOUに基づき、証券業界・銀行界におけるこども・若者の貧困問題への取組みの機運を一層高めることを目的として、両会員役職員等から持ち寄られた食品及び生活用品をこどもや若者の貧困問題に関する取組みを行っている団体に寄付する取組みである「物資支援プロジェクト」を開催した。

「こどものみらい古本募金」について、現在は会員111社の協力のもと、約1,100店舗の証券会社店舗等に古本等回収ボックスを設置し、30年10月から7年3月末までに、5,131,810円（175,920冊）の寄付を行った。

## (3) SDGs達成に向けた国内外のパートナーシップの強化

会員が実施する株主優待等を活用して、SDGsに係る社会的課題に取り組む者を支援し、SDGsの達成に資することを目的に設置した「株主優待SDGs基金」について、会員等21社より27,579,913円の拠出を受け、「WFP国連世界食糧計画」及び「緑の募金」（（公社）国土緑化推進機構）へ寄付した。

大学の「知」の活用により社会的課題解決に向けた施策の実装化を推進するため、次のとおり大学との連携に取り組んだ。

6年11月、京都大学との間でスタートアップ支援に関して締結した覚書（5年12月）に基づき、5年12月の開催に引き続き、経営者や事業化を目指す研究者等を対象としたファイナンスに関する講座を開催した。

7年3月、北海道大学との共催によりシンポジウム「北海道から拓く 持続可能な未来 -産官学連携によるGX金融の推進-」を開催した。

## 4 顧客本位の業務運営の推進・市場仲介者としての機能と信頼性向上のための取組み

### (1) 社会課題の解決に向けた会員の人材の育成に関する取組みへの支援

会員の役職員向け研修サイト「JSDAトレーニング・ハブ」で、Z世代のコミュニケーション、遺族心理とグリーフケア、女性のヘルスリテラシー向上セミナー等の研修動画を配信した（7年3月末時点、計137本配信）。

6年8月及び7年3月、会員職員同士の情報交換と営業活動に役立つ知識習得を目的として、若手社員集合研修及び中堅社員交流会を実施した。

7年2月、本協会会長による証券会社訪問において寄せられた意見等を参考に、女性社員集合研修

を実施、その他地区協会主催の集合研修の開催を決定した。

7年1月、高齢顧客に適切に対応できる専門人材の育成を目的とした「認知症サポーター養成講座」及び、2月、「認知症サポーターステップアップ講座」を実施した。

上記の実績や予定等を踏まえて、来年度の証券戦略部門における研修計画策定の検討を行った。

## (2) 顧客本位の業務運営の徹底に向けた取組み

6年11月の改正金商法施行に先立ち金融庁が行った「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂案）及び「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等」のパブリックコメントの募集について、協会員各社から意見を募集し、プロダクトガバナンスの実効性の確保や顧客の最善の利益勘案義務に関する意見を同庁に提出した。

6年9月に改訂された「顧客本位の業務運営に関する原則」において、顧客の最善の利益に適った商品提供等を確保するための方策としてプロダクトガバナンスに関する記載が追加されたことを踏まえ、仕組債及び外国投資信託に関するプロダクトガバナンスの実効性の確保に向けた実務上の取扱いの取りまとめに向けた検討を行っている。

## (3) 協会員のコンプライアンス体制整備の支援

「コンプライアンス相談窓口」において、協会員からの相談を受け付け、対応した。

また、6年10月、同窓口の開設（5年9月）から1年経過したことに伴い、利用状況について効果検証を行い、協会員に通知した。

## (4) 高齢社会に対応した金融サービスの実現に向けた取組み

6年7月、協会員が様々な場面で高齢顧客に接していく際に創意工夫を行うための参考情報を掲載している「高齢顧客ブック」について、協会員の役職員向け研修における高齢顧客取引の説明状況、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）に寄せられた高齢者に係る苦情相談を追記する等の改訂を行い、協会員に通知した。

## (5) 証券取引における各種手続きのペーパーレス化・デジタル化等の推進

7年2月、顧客交付書面の原則デジタル提供を可能とする改正金商法が同年4月に施行されることに先立ち、円滑な制度移行を可能とするため、6年11月に暫定版を会員通知していた「顧客に対する情報の提供においてデジタル原則を選択する際の顧客周知における留意事項（ガイドライン）」の最終確定版や顧客周知用のリーフレット等を作成・会員に通知するとともに、リーフレットについてはウェブサイトに掲載した。

6年12月、上記に加えて、業界全体の周知として、顧客交付書面の原則デジタル提供に関する新聞広告（全国紙2紙）を掲載し、7年3月には、新聞広告（全国紙2紙）及び電子版でのバナー広告を掲載した。

## (6) 適切な自主規制機能の確保

### ① 機動的・効果的な協会監査

会員52社及び特別会員31機関の監査を実施した。

また、分別管理の状況等について確認すべき事項が認められた協会員に対し、実地確認等を実施

した。

② インサイダー取引の未然防止に向けた継続的な対応

「J-IRISSシステム検討に関するサブワーキング」において、内部者を効率的に把握するためのシステムや枠組みについて、現行システムに代わる仕組みに関し具体的な検討を行っている。

(7) 証券業におけるミドル・バックオフィス業務（サイバーセキュリティ、相続、外国株式コーポレートアクション、口座開設、売買審査、株式公開買付等に係る業務）の効率化に向けた取り組み

6年5月、「証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた懇談会」を設置した。

具体的な議論は、同懇談会の下部に検討テーマごとに設置した部会（サイバーセキュリティ部会、相続部会、外国株式コーポレートアクション部会、口座開設部会、売買審査部会、株式公開買付部会）及び「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」において行っており、令和6事務年度内の成果報告を念頭に、実務上の課題の洗出しや課題解決に向けた施策等について検討を行っている。

## 5 サステナブルファイナンスの促進等を含むグローバルな情報発信・連携の拡充

(1) 日本証券サミット等の海外向けPRの推進

7年3月、日本市場の魅力を実践するべく、ニューヨークにて株日本取引所グループ（JPX）及び米国証券金融市場協会（SIFMA）との共催により日本証券サミットを開催した。

6年10月、グローバルな情報発信・連携を拡充する取組みの一環として、ビジネス特化型ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）のLinkedInの本協会公式アカウントを設置し、同アカウントより英語による情報発信等を開始した。

6年7月、主に協会員の英語話者等を対象とした、英語による「当面の主要課題」の説明会を開催し、「当面の主要課題」の英訳資料をウェブサイトに掲載した。

7年3月、海外からの照会内容を踏まえ、英語版ウェブサイトの構成等について見直しを行った。

(2) アジア証券人フォーラム（ASF）等を通じたトランジションファイナンスへの理解の深化及び新興市場支援

6年10月、東京において、第29回アジア証券人フォーラム（ASF）年次総会を、本協会の主催により開催した。同年次総会にはASFメンバー20機関から50名超が参加した（メンバー以外にも本邦市場関係者や専門家、メディア関係者等、計約140名が参加）。同年次総会では「サステナブルなアジア市場への道－資本市場によるトランジションの推進」を大きなテーマに掲げ、基調講演に加えて、市場規制、金融教育、株式市場及びトランジションファイナンスに係るパネル討議を行った。

同年次総会の開催に併せて、トランジションファイナンスに関する域内の足元の状況を確認するため、ASF下部に設置されている「トランジションファイナンスに関するスタディグループ」においてサーベイを実施した。同サーベイには11法域より13機関が参加した。同年次総会で本協会よりこの結果を紹介し、議論を行った。

6年9月、新興市場の支援、国際的連携・協力等を目的とし、アジアの13の国・地域から証券市場に係る自主規制機関及び業界団体計16機関から実務者を迎えて第17回ASF東京ラウンドテーブルを開

催した。

(3) 国際的な法規制等の動向のフォローとそれを踏まえた対応

6年11月、証券監督者国際機構（IOSCO）より公表された市中協議文書「集団投資スキームの流動性リスク管理における提言の改定」について、会員からの意見募集を実施の上、7年2月、IOSCOへ意見を提出した。

6年11月及び7年3月、IOSCOより公表された市中協議文書「フィンフルエンサー」、「DEPs（デジタル・エンゲージメント・プラクティス）」、「オンライン模倣取引」、「ネオブローカー」について、その概要を取りまとめ、会員からの意見募集を実施した。

6年12月、IOSCOより公表された市中協議文書「プリヘッジ取引」について、その概要を取りまとめ、会員からの意見募集を実施の上、7年2月、IOSCOへ意見を提出した。

国際的な法規制等の動向で影響が大きいものや参考となり得るものについて、その概要を取りまとめの上会員にフィードバックを行った。

(4) 我が国におけるトランジションファイナンス等に係る取組みの国際資本市場への意義発信・理解促進の支援

6年9月、トランジションファイナンスやインパクト投資の推進等が更に重要視されてきていることを踏まえ、「サステナブルファイナンス推進宣言附属書」を改定した。

6年9月、資金調達者のみならず、資金供給者においてもGXに用いられる技術に対する一次情報に触れ理解を深めることが重要であるとの意識の下、主に機関投資家や証券会社等を対象としたGX技術見学会を開催した。

(5) 国際資本市場におけるサステナブルファイナンス等の最新の取組みにかかる市場関係者への情報発信・働きかけ

6年5月、ブリュッセルで開催された国際資本市場協会（ICMA）年次総会におけるプログラムの一つとして、日本のトランジション戦略の意義を伝えることを目的とした海外市場関係者向けのラウンドテーブルを開催した。

6年5月、ギリシャで開催されたIOSCO／協力会員諮問委員会（AMCC）の年次総会に参加し、金融の強靱性の強化、サステナブルファイナンス及びFintech分野の新たなリスク及び最近のリテール市場に関する問題やオンライン詐欺への対応等に係るIOSCOの議論の状況や今後の計画等について意見交換を行った。

6年10月、カナダで開催されたIOSCO／AMCC中間会合に参加し、各国当局が注目する現状の課題やリスク等について情報収集を行った。

また、本中間会合と併せて開催された各国規制当局向け研修セミナーでは、本協会が投資家保護のパネルディスカッションにおいてモデレーター兼パネリストとして登壇した。

6年11月、ICMAとの共催により、サステナブルボンドを通じた持続可能な社会・経済全体の移行（Economy-Wide Transition）の実現に焦点を当てた第8回サステナブルボンド・カンファレンスをハイブリッド形式により開催した。

6年11月、発行体等を対象とし、SDGs債発行にあたっての実務やグリーン／ソーシャルボンド原則のアップデート内容等について紹介する「エグゼクティブ・トレーニングコース」をオンラインにて開催した。

6年11月、欧州委員会 金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（DG FISMA）の次長等と会員等との意見交換会を実施した。資本市場の発展、日・EUにおける証券市場の活性化策、サステナビリティ開示等について意見交換を行った。

6年6月に開催されたリテール市場及び投資家教育等に関するIOSCO第8委員会会合にオブザーバーとして参加した。これらの会合では、リテール投資家の保護に関する新たな課題に係る取組み、世界投資者週間（WIW）の実施、金融教育上の取組み等に関し、意見交換を行った。

## 6 DXに対応した協会諸施策の推進、事務局運営

### (1) 業務のスクラップアンドビルド、DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用等による効率化の推進

事務局内の削減すべき業務の洗出し・検討を行い、業務の合理化・効率化及び不要な業務の削減に取り組んだ。

事務局内RPA（Robotic Process Automation）について、7年3月末までに18部署44業務のRPA化により作業時間の短縮のほか、効率化が図られた（前年度比9業務増）。

また、クリプト便の導入により添付ファイル付きメール送信の効率化及びセキュリティの向上が図られた。

### (2) サイバーセキュリティ対策等、業務継続体制の維持・向上

サイバー攻撃に関する情報収集・分析を行い、本協会のセキュリティ防御対策を実施した。

### (3) 職員の能力・資質の一層の向上

定期的に、階層別研修、知識研修、自己啓発等各種研修を実施するとともに、海外語学学校への留学、会員・行政等との交流等を通じて、本協会職員の人材育成に取り組んだ。

### (4) 働きがいのある・働きやすい職場環境整備の推進

職員のワークライフバランスの向上のため、「部分在宅勤務」を認める制度改正や、「360度評価制度」の導入を行った。

また、残業削減・有給休暇取得の継続した取組みを実施するとともに、引き続き、育児や介護の際に休暇を取得しやすい環境作りを行った。

## 第2章 業務に関する事項

### 1 協会員に関する事項

#### (1) 協会員の現況

##### ① 会員の現況

本年度中、会員1社が加入し、9社の会員権が消滅（内訳：合併2社、脱退7社）した結果、会員数は、本年度末で264社（前年度比8社減）となっている。なお、会員のうち、外国法人は9社（前年度比増減なし）となっている。

会員の従業員数は、6年12月末で約8万6千人（5年12月末約8万5千人）と前年度から約1千人の増加となった。

会員の店舗数は、本年度末で1,932店（前年度末1,974店）と7年続けての減少となった。

##### ② 特定業務会員の現況

本年度中、特定業務会員の加入及び特定業務会員権の消滅はなかったため、特定業務会員数は、本年度末で11社（前年度比増減なし）となっている。

##### ③ 特別会員の現況

本年度中、特別会員3機関が加入し、2機関の特別会員権が消滅（内訳：合併2社）した結果、特別会員数は、本年度末で201機関（前年度比1機関増）となっている。

#### 業態別特別会員数（7.3.31現在）

業 態	特別会員数
都 市 銀 行	5
信 託 銀 行	11
政府系・系統金融機関	3
地 方 銀 行	61
第 二 地 銀 協 地 銀	36
信 用 金 庫	38
信 用 金 庫 連 合 会	1
生 命 保 険 会 社	9
損 害 保 険 会 社	4
短 資 会 社	3
外 国 銀 行	14
証 券 金 融 会 社	1
信 用 組 合	3
そ の 他 銀 行	12
合 計	201

## (2) 協会の加入審査等に関する対応

本年度中、本協会への加入を希望する者について、行政当局等と緊密な連携を取りつつ、業務・財務内容等の確認を行った。さらに、「加入審査等に関する専門調査会」においてその内容を検討し、本協会への加入に当たって問題がないことを確認した上で、総務委員会及び理事会において、当該者の加入について審議を行った。

既存の会員については、財務内容のモニタリングを実施するとともに、経営体制、事業内容等の状況に変更があった会員については特に注視し、同専門調査会において当該会員の情報共有を行いつつ、必要に応じて行政当局等とも連携を図った。

## (3) 協会員交流・意見交換促進に関する取組み

### ① 会員との意見交換促進

本協会と会員間等の相互理解の向上と意思疎通の促進等を図るため、本協会会長と会員代表者との懇談会を開催し、意見交換を行った。

さらに、当該懇談会で出された本協会への意見・要望への対応状況について、本部担当部署の役職員が訪問又はオンラインにて、地区の会員代表者又は実務担当者と意見交換を行った。併せて本協会の自主規制業務や最近の取組み等についても適宜説明を行った。

また、本協会会長が6年3月より会員45社の本社訪問を行い、会員の役職員との意見交換を行った。

### ② 特別会員との意見交換促進

本協会の主要課題の審議状況等について適宜説明し、意見交換を行う場として、「特別会員懇談会」（20年8月設置）を本年度中、1回開催した。

本年度は、令和7年度収支予算原案について審議を行った。

## 2 金融・資本市場活性化への対応

### (1) 政府審議会等への対応

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」にオブザーバーとして出席し、「プロダクトガバナンスに関する原則の策定」、「株式決済期間の短縮（T+1化）」、「投資型クラウドファンディング」、「銀証ファイアーウォール規制の見直し」の各論点について、「政策懇談会」における検討等を踏まえ、それぞれ意見を述べた。

6年7月、本協会からの意見も踏まえ、金融庁より、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告書が公表された。

## (2) SDGsの推進に向けた取組み

SDGsで掲げられている社会的な課題に証券業界として積極的に取り組んでいくため、以下の取組みを行った。

### ① 証券業界における働きがいのある職場環境の整備やダイバーシティ推進に向けた取組み

働き方改革やダイバーシティを推進していくため、「会長と地区会員代表者との懇談会」や「代表者セミナー」において、会員代表者向けに、働き方改革・ダイバーシティ推進の必要性を訴求するリーフレットを配布し情報発信を行った。

6年7月及び7年1月、人事担当者同士による会員各社の人事制度・取組みに関する情報共有及びネットワーク構築の機会の提供を目的とした「人事担当管理職を対象とする業態別意見交換会」を対面で開催し、業態別にテーマを設定し、「人材育成」、「シニア人材の活用」、「従業員エンゲージメント」、「女性活躍推進」、「仕事と介護の両立」、「労働時間管理」、「人材定着」それぞれにつき、意見交換を行った。

6年10月、女性の就業率向上に伴う仕事と女性特有の健康課題との両立が課題になっていることに鑑み、証券業界においても男女ともに女性の健康課題に関する理解を深め、働きやすい職場環境づくりを促進するため、「女性のヘルスリテラシー向上セミナー」を開催した。

6年12月、証券業界がより多様な人材が活躍する業界となっていくため、「証券業界におけるダイバーシティ推進カンファレンス」を開催した。

### ② 経済的に厳しい状況にある子ども等への支援に向けた取組み

子どもの貧困問題の解決に向けて活動しているNPO法人等と会員を結ぶ「子どもサポート証券ネット」の効率的かつ実効的な運営のため、参加するNPO法人等の選定・審査を行い、証券会社61社、NPO法人等48団体の参加を得て、株主優待品や災害備蓄品等、2,317件の支援につながった。

会員111社の各店舗等に設置されている古本等回収ボックスを通じて、子ども家庭庁等が主導する「こどものみらい古本募金」に証券業界全体で参画した。

### ③ 大学との連携に向けた取組み

6年11月、京都大学との間でスタートアップ支援に関して締結した覚書（5年12月）に基づき、5年12月の開催に引き続き、経営者や事業家を目指す研究者等を主な対象に、研究の事業化に向けた資金調達やその後の事業計画を円滑に進めるために有用なファイナンス等に関する知識獲得を目的とした講座を開催した。

7年3月、北海道大学との共催により、GXの加速・実現に向けた各ステークホルダーによる取組み、北海道のポテンシャルにフォーカスしながら、様々な角度から北海道GXのプロジェクトを支える金融、果たす役割、GX金融推進における産官学連携の重要性をテーマとしたシンポジウムを開催した。

### ④ 株主優待を活用したSDGs推進に向けた取組み

会員が実施する株主優待等を活用し、SDGsに係る社会的課題に取り組む者を支援してSDGsの達成に資することを目的に設置した、株主優待SDGs基金について、本年度中、会員等21社より計

27,579,913円の拠出を受け、「WFP国連世界食糧計画」及び「緑の募金」（(公社)国土緑化推進機構）へ寄付した。

### (3) NISAの普及・推進に向けた取組み

NISAの普及・推進に向け、次の取組みを行った。

#### ① NISAに関する広報活動の実施

6年からのNISAに対応した特設サイトの運営やパンフレットの提供を継続的に実施したほか、制度への気づき・理解向上に資するCM動画や制度説明動画を継続的にウェブやテレビ等で配信した。

また、「NISAの日（2月13日）」をきっかけに、NISAの認知・理解を深めてもらうとともに、資産形成・証券投資の重要性についての理解促進を図るため、「今年こそ！一から学ぼう『NISA教室』」と題した「NISAの日」イベント（①著名人をゲストに迎えたトークイベント、②都内の小学校から高学年の生徒を特別招待しての遠足授業（講師及び教材：J-FLEC協力）、③NISAや証券投資、資産形成について楽しく学べる体験型ブース等のイベント）を開催した。

#### ② 「NISA相談コールセンター」の設置

個人からのNISAについての質問・相談へ対応するため、「NISA相談コールセンター」を前年度に引き続き設置した（本年度中、相談件数計1,558件）。

### (4) 非上場株式市場の利用拡大に向けた取組み

#### ① 非上場株式市場の利用拡大に向けた制度整備

6年6月、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース」報告書の内容を踏まえ、「『特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）』に関するQ&A」にて、特定投資家に移行可能な一般投資家に対して特定投資家制度について説明する際の情報提供の緩和を行った。

6年11月、セカンダリー取引の勧誘時における開示資料の作成負担の軽減や金融商品仲介業者を通じて投資勧誘を行う場合の規則の明確化等によるJ-Shipsに係る制度整備及び非上場株式等に関する投資勧誘範囲の拡充等の観点から、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部を改正し、同月施行した。

7年2月、J-Shipsの対象に受益証券発行信託やトークン化された非上場株式を追加するため、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正に係るパブリックコメントの募集を行った。

7年2月、令和6年金融商品取引法等改正において措置される「非上場有価証券特例仲介等業務」に参入する金融商品取引業者による新たなサービスの導入を促進する観点から、「店頭有価証券に関する規則」等の一部改正に係るパブリックコメントの募集を行った。

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース」報告書で取りまとめられた株式投資型クラウドファンディングに関する提言（発行上限や投資上限の見直し等）について、必要な制度整備を行う観点から、7年2月、「株式投資型クラウドファンディング業務

に関する規則」を一部改正し、同月施行した。

② 非上場株式市場の利用拡大に向けた周知活動

6年10月及び7年3月、非上場株式市場の利用拡大のため、株東京証券取引所と共催したセミナーにおいて株主コミュニティ制度についての解説を行った。

③ スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会の開催について

6年12月、政府の成長戦略及び規制改革実施計画等における提言等を踏まえ、金融庁との共同事務局として「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」を立ち上げ、非上場株式の発行市場及び流通市場を活性化させる観点から、その課題等について意見交換を行った（本年度中、2回開催）。

(5) 社債市場の活性化に向けた取組み

本年度中、「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」（25年2月設置）を3回開催し、信用リスクが相対的に高い企業による社債発行が可能な環境整備を図るため、コベナントの付与の在り方や社債管理補助者に期待する役割等について検討を行った。

6年7月、コベナント付与の在り方、コベナント抵触時の対応、社債管理補助者の活用等に係る具体的施策等について取りまとめた「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」報告書（2024年7月報告）を公表した。

7年3月、同報告書の提言を踏まえ、引受業務を通じたコベナント付与の実効性を確保するため「社債券の適切な引受判断に係るガイドライン」案の策定に係るパブリックコメントの募集を行った。また、「コベナントモデル（参考モデル）」の改訂、コベナント抵触時等の対応の整理及び社債管理補助者の活用に係る規定例の改訂等について検討を行っている。

(6) トークン化有価証券に係る対応

6年4月、不動産セキュリティ・トークンの発行実績の増加等を踏まえ、不動産等を信託財産とする受益証券発行信託の引受けに係る自主規制規則を整備するため、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部を改正し、8月施行した。

6年6月、電子記録移転有価証券表示権利等の市場規模・動向の把握に資する観点から、（一社）日本STO協会と共同で「電子記録移転有価証券表示権利等の取扱状況等」の月次公表を開始した。

6年11月、登録PTS運営会社におけるトークン化有価証券の取引に関する制度整備を行う観点から、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部改正を行った。

(7) 金融・資本市場統計の整備

7年1月、投資環境の整備の一環として、金融・資本市場に関する統計情報の整備・充実に向け、第18回「金融・資本市場統計整備懇談会」を開催した。

本懇談会では、各統計公表団体における最近の取組み等について報告を行ったほか、法政大学教授

坂上学氏より「AI環境下における統合報告のあり方」と題するプレゼンテーションを受け、意見交換を行った。

#### (8) 金融商品取引及び金融商品市場からの反社会的勢力の排除に向けた取組み

##### ① 会員からの相談への対応及び研修等への支援

証券保安対策支援センターにおいて、個別の「反社会的勢力の疑いがある者の照会」の受付業務について、相談対応・支援等を行った（本年度中、3社7件の相談を受け付け）。

##### ② 反社情報照会システムのより効果的な活用に向けた取組み

「反社情報照会システム」のより効果的な活用に向け、会員の照会担当者等向け研修の実施（本年度中、オンラインにて計8回実施、計646名が受講）、証券保安対策支援センター職員による実地確認の実施（本年度中、計39社に対して実施）等を行った。

##### ③ 「証券警察連絡協議会」の運営支援

会員、都道府県警察、財務局、暴力追放運動推進センター、弁護士会、証券取引所及び本協会で作成する都道府県ごとの「証券警察連絡協議会」において、警察当局等の関係各機関との連絡・連携強化を図るとともに、実務担当者・新入社員等の研修会等を実施した（本年度中、計77回開催）。

各都道府県協議会の活発な取組みが評価され、本年度においては、青森県・埼玉県・愛媛県の協議会において、警察当局及び暴力追放運動推進センターによる連名表彰等を受賞した。

##### ④ 弁護士会等との意見交換

定期的に弁護士会や暴力追放運動推進センターとの意見交換会を実施する等、積極的に意見交換を行った。

#### (9) 全国証券大会の開催

令和6年全国証券大会は、本協会、全国証券取引所協議会及び（一社）投資信託協会の3団体共催で、10月2日午後3時から、東京大手町の経団連会館 国際会議場において開催した。

本大会では、本協会会長が主催団体を代表して挨拶を行うとともに、①国民の資産形成支援の強化、②SDGsの達成に向けた取組み、③金融資本市場の魅力向上に向けた取組み、④スタートアップ育成の支援、⑤デジタルトランスフォーメーション(DX)の促進、⑥高齢社会に対応した金融サービスの実現に向けて、⑦業界全体のレベルアップに向けた取組み、⑧業界全体のミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた取組みの8点を柱とする「所信」を表明した。

続いて、来賓の内閣総理大臣 石破茂氏（ビデオメッセージ）、金融担当大臣 加藤勝信氏、日本銀行総裁 植田和男氏及び（一社）日本経済団体連合会会長 十倉雅和氏（ビデオメッセージ）からそれぞれ挨拶が行われた。

#### (10) 東京国際金融センターの推進等に係る取組み

金融プロモーション組織である（一社）東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）の正会員として、理事

会（本年度中、6回開催）に出席し、「国際金融都市・東京」構想の実現に係る検討に参加した。

#### (11) 証券会社の業務や取組みを幅広く紹介する取組み

証券会社・証券業界の業務や役割、社会的意義等のより一層の理解促進を図るため、特設サイト（「ギャップがすごいゾ！証券業界」）及びショート動画等の制作・公表を行った。

「証券投資の日（10月4日）」をきっかけに、広く証券投資の意義・目的の理解促進を図るため、「証券投資の日」イベント（①パリオリンピック・パラリンピックで活躍したメダリストをゲストに迎えた前夜祭トークイベント、②「とうしくんの証券投資FARM」と題した会員代表者によるグッズ配布・販売、J-FLEC認定アドバイザーによる相談ブース設置等のイベント）を開催した。また、「証券投資の日」の特設サイトを制作し、会員代表者等からの証券投資や資産形成に関するメッセージを公開したほか、記念グッズの制作・配布等を行った。

#### (12) 国民各層の金融リテラシー向上に向けた取組み

6年8月、J-FLECの本格稼働に伴い、それまで本協会が行ってきた金融・証券教育支援事業は基本的にJ-FLECに移管した。以降、J-FLECにおいて国民各層の金融リテラシー向上に向けた取組みを行っている。

##### ① 学校向け金融・証券教育の推進（6年4月から7月）

金融・証券に関する内容の取扱いが拡充した新学習指導要領の本格実施に対応した副教材の提供や、学校向けウェブサイト、教員セミナーの実施による情報提供等、中高教員向けの支援を行った。また、学生・生徒向けに金融・証券教育の普及を図るため、小中高校・大学へ講師派遣を行った。

##### ② 社会人向け金融・証券教育の推進（6年4月から7月）

投資未経験者・初心者向けの証券知識の普及・啓発を図るため、証券投資初心者が証券投資について学ぶことができる「はじめての資産運用講座」を開催したほか、企業等への講師派遣を行った。また、主に若年層を対象とした、資産形成への関心等を促す連載形式のウェブコンテンツを展開した。

#### (13) 全国銀行協会との連携（MOU締結）

本協会は、（一社）全国銀行協会との間で、金融リテラシーの向上及び子どもや若者の貧困対策への取組みに関して連携・協力することについて合意し、金融経済教育の推進および子どもや若者の貧困対策に関する合意（MOU）を締結している（3年12月）。6年9月、両協会の教育関連事業がJ-FLECに移管したことに伴い、「金融経済教育の推進および子どもや若者の貧困対策に関する合意」（MOU）を見直し、再締結した。

6年4月から6月、MOUの施策の一環として、東京商工会議所会員を対象にオンデマンド配信による中小企業の経営者及び従業員向け職域セミナー「従業員の資産形成に役立つ 新しいNISAを知ろう！」を開催した。また、6年12月、両協会会員における意識醸成や取組みの促進を図るため、家庭での余剰食品や日用品を持ち寄り、支援先団体への寄付を実施する「物資支援プロジェクト」を実施した。

#### (14) 金融経済教育推進機構（J-FLEC）の運営の支援・連携

6年4月、幅広い年齢層に向け、かつ、国民各々のニーズに応えた金融経済教育の機会を官民一体で全国的に拡充していくことを目的として、J-FLECが設立された。本協会では、J-FLECの活動を通じて、国民の金融リテラシーの向上及び安定的な資産形成が促進されるよう、J-FLECの設立及びその業務運営に最大限協力することとしており、この協力量針をより明確にするため、6年5月開催の金融・証券教育支援委員会において、「本協会から金融経済教育推進機構への業務移管等について」を決議した。6年8月、J-FLECの本格稼働に伴い、本協会では、これまで実施してきた金融・証券教育支援業務をJ-FLECに移管し、併せて、職員の出向等の人的支援及び運営費等の資金拠出を行った。

### 3 各種要望

本年度において、正式に要望した事項は、以下のとおりである。

#### (1) 令和7年度税制改正に関する要望

6年9月、令和7年度税制改正に関し、次の事項について、金融庁及び財務省に要望した。

##### ① 中間層の資産形成を支援するための税制措置

###### イ. NISA制度の更なる利便性向上等

- (イ) NISAに係る業務を持続的に実施できる環境整備に向けて、金融機関の負担軽減のための措置を講ずること
- (ロ) 累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定した日から10年を経過した日（10年後以降は5年を経過した日毎の日）における顧客の所在地確認につき廃止又は簡素化すること
- (ハ) NISA対象商品についてETF等の投資信託に係る要件を見直すこと、金融機関変更時の即日買付を可能とすること等のNISAの利便性向上のための所要の措置を講ずること

###### ロ. 確定拠出年金制度の拡充等

- (イ) 国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築のため、以下の措置を講ずること
  - ・ 加入可能年齢及び受給開始年齢上限の引上げ
  - ・ 拠出限度額の引上げ
  - ・ 「キャッチアップ拠出」の創設
  - ・ マッチング拠出の弾力化
  - ・ 老齢給付金の受給要件の緩和
  - ・ 特別法人税の撤廃
  - ・ 「生涯拠出枠」の創設と毎月・毎年の拠出額の柔軟化（中長期的な課題）
- (ロ) 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用するこ

とができる環境整備のため、以下の措置を講ずること

- ・ 中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）の対象企業の要件緩和
- ・ 中途引出要件の緩和
- ・ 国民年金の第3号被保険者がiDeCoに拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること
- ・ 財形年金貯蓄から iDeCoへの移換を可能とすること
- ・ 中途退職に伴う退職一時金について企業型DC又はiDeCoへの移換を可能とすること

② 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

イ. 上場株式等の相続税に係る物納要件、相続税評価額等の見直し

- (イ) 投資者が上場株式等を安心して保有し続けられる環境を整備するため、物納の要件等を緩和すること
- (ロ) 資産間における相続税の負担感の差により投資者の資産選択を歪めることがないように上場株式等の相続税評価額を見直すこと
- (ハ) 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃するとともに、みなし譲渡収入にあたる場合についても適用対象とすること

ロ. 特定口座間贈与の制限撤廃

- ・ 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

③ 金融商品に係る損益通算範囲の拡大に関する税制措置等

イ. デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること

- (注) 実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにする  
とともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

ロ. 金融所得に対する課税については、「貯蓄から投資へ」のシフトにより経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

ハ. 個人が受け取る株券等貸借取引に係る貸借料等について、他の金融所得と同じ取扱い（税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、特定口座での取扱い並びに源泉徴収及び申告不要）とすること

④ スタートアップを支援するための税制措置

イ. 税制適格譲渡制限付株式制度等の創設

- ・ 企業の持続的成長を後押しするための従業員向けインセンティブプランとして、一定の要件を満たす譲渡制限付株式（RS）、譲渡制限株式ユニット（RSU）及びパフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）については、課税時期を譲渡制限解除時又は権利確定時ではなく売却時まで繰り延べるとともに譲渡所得課税とする制度を創設すること

ロ. 非上場株式等の発行・流通市場の活性化

- ・ 以下の非上場株式及び私募投資信託等について、上場株式等と同様の取扱い（配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用並びに特定口座での取扱い等）とすること

(イ) J-Ships（特定投資家向け銘柄制度）において取り扱われるもの

(ロ) 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの

(ハ) 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する非上場銘柄（種類株式等）のうち、その募集が公募により行われているもの

ハ. 非上場株式へ投資を行う私募投資信託の活性化等

- ・ 非上場株式へ投資を行う匿名組合や投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託（例えば特定投資家私募の投資信託等）について、税法上、集団投資信託とみなしたうえで、上場株式等と同様の取扱いとすることその他個人からの投資を促進する措置を講ずること

⑤ 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

イ. 特定口座等の利便性向上

(イ) グループ通算制度を採用する株式会社において、スピノフを実施する場合の株主の税務簿価計算に用いる交付金銭等情報の算出方法を見直すこと

(ロ) 上場株式等（適格外国金融商品市場に上場する外国株式等を含む）の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税を繰り延べるとともに、当該上場株式等が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること

(ハ) 上場廃止日後に効力発生日が到来するコーポレートアクションにより少数株主等に対し交付される金銭について上場株式等の譲渡として取り扱うこと

(ニ) 発行体による交付金銭等情報通知及び投資信託委託会社等による投資信託等に係る二重課税調整必要情報の過誤等が判明したことにより金融商品取引業者等において税務上の是正処理を行った場合に、当該処理に伴って顧客と授受を行う金銭については、金銭授受の時点における譲渡所得又は譲渡損失とみなす取扱いとすること

(ホ) 資本の払戻しによるみなし譲渡収入について、源泉徴収選択口座における収入すべき時期を支払開始日とすること

ロ. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

(イ) 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、適用期限の撤廃及び対象債券等の範囲の拡充を図ること

(ロ) 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること

(ハ) OECDの新国際課税ルール及び関連する国内法の整備にあたっては実務に与える影響に配慮し

たものとする

(二) クロスボーダー投資の活性化に向けて租税条約等に係る手続の見直しを行うこと

#### ハ. 投資信託・投資法人制度等の拡充

(イ) 再生可能エネルギーの導入拡大・長期安定電源化に向けて、上場インフラファンドの利活用を促進するため、以下の措置を講ずること

- ・ 上場インフラファンドの導管性要件について、再生可能エネルギー発電設備の取得に係る期限を撤廃すること
- ・ 上場インフラファンドが再生可能エネルギー発電設備を取得した場合における導管性の付与について、設備の貸付日から 20 年間としている期間を恒久化又は延長すること
- ・ 上場インフラファンドの導管性要件について、匿名組合出資を通じて再生可能エネルギー発電設備に投資する場合における貸貸要件を不要とすること

(ロ) 投資信託等（証券投資信託・ETF・JDR・REIT等）に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと

(ハ) 投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱いに係る改正を行うこと

(ニ) 投資法人等が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を延長すること

(ホ) 投資法人等が取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること

#### 二. 事務手続の簡素化及び効率化

- ・ 税務手続の更なるデジタル化を推進すること

#### ホ. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- ・ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行 3 年間）を延長すること

#### へ. 配当の二重課税の排除

- ・ 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の 2 分の 1 の金額とすること

#### ⑥ SDGs推進のための税制措置

- ・ 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人については所得税・住民税、法人については法人税において、特別な控除を可能とすること）

#### (2) 税制改正要望に関する各界との懇談

##### ① 金融庁 令和 7 年度税制改正要望ヒアリングにおける意見陳述

6 年 7 月、金融庁の令和 7 年度税制改正要望ヒアリングにおいて、証券業界の令和 7 年度税制改正に関する要望を行った。

② 自由民主党各会合における意見陳述

イ. 6年11月、「予算・税制等に関する政策懇談会」に出席し、証券業界の令和7年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

ロ. 6年11月、「資産運用立国議員連盟設立総会」に出席し、証券業界の令和7年度税制改正に関する要望のうち、確定拠出年金制度及びNISAに関する要望について、説明を行った。

ハ. 6年11月、「証券市場育成等議員連盟懇談会」に出席し、証券業界の令和7年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

③ 公明党会合における要望書提出

6年10月、「財政・金融部会」に対して、証券業界の令和7年度税制改正に関する要望書を提出した。

④ 立憲民主党会合における要望書提出

6年11月、「政務調査会」に対して、証券業界の令和7年度税制改正に関する要望書を提出した。

⑤ 国民民主党会合における意見陳述

6年11月、「税制調査会」に出席し、証券業界の令和7年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

(3) 「確定拠出年金制度（企業型DC、iDeCo）の改革についての提言」の公表

6年7月、確定拠出年金制度（企業型DC、iDeCo）の改革に向けて、次の事項について提言を公表した。

1. 多様化するライフコースに対応するため「拠出枠」のあり方を見直す

(1) 早急に措置すべき事項

資産形成の必要性に応じた「拠出限度額の引上げ」と「キャッチアップ拠出」の創設

(2) 中長期的な課題

「生涯拠出枠」の創設と毎月・毎年の拠出額の柔軟化

2. 長期的な資産形成に適した運用を促す「指定運用方法」のあり方を見直す

3. 加入者の最善の利益のため運営管理機関の「個別アドバイス」を可能とする

その他の要望

- ・ 加入可能年齢及び受給開始年齢上限の引上げ
- ・ マッチング拠出の弾力化
- ・ 老齢給付金の受給要件の緩和
- ・ 特別法人税の撤廃
- ・ 中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）の対象企業の要件緩和
- ・ 中途引出要件の緩和
- ・ 国民年金の第3号被保険者がiDeCoに拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること
- ・ ポータビリティの充実（中途退職に伴う退職一時金について企業型DC又はiDeCoへの移換を可能とすること、財形年金貯蓄からiDeCoへの移換を可能とすること等）
- ・ 事務手続きの簡素化

- ・ DCの自動加入・オプトアウト
- ・ 加入者のDC活用環境の整備
- ・ 運用商品提供数35本の上限撤廃・緩和

(4) 「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」（インサイダー取引規制上の「重要事実」から除外される基準にかかる改正）に対する意見提出

6年7月、金融庁において、上場会社等の業務執行決定機関による株式報酬としての株式発行等に係る決定がインサイダー取引規制上の「重要事実」から除外される基準に関して、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同庁へ提出した。

(5) 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に対する意見提出

6年7月、個人情報保護委員会において、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同委員会へ提出した。

(6) 「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案」等に対する意見提出

6年7月、金融庁において、顧客等の最善の利益の勘案義務等に関して、「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案」等（令和5年11月20日成立「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（1年以内施行）に係る改正等）が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同庁へ提出した。

また、6年11月、同庁において、契約締結前等の顧客への情報の提供等に関する規定の整備や目論見書の電子提供に係る規定の整備に関して、「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案」等（令和5年11月20日成立「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（1年半以内施行）に係る改正等）が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同庁へ提出した。

(7) 「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂案）に対する意見提出

6年8月、金融庁において、「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂案）が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同庁へ提出した。

(8) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則等の一部を改正する命令案」等に対する意見提出

6年9月、警察庁において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則等の一部を改正す

る命令案」等が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同庁へ提出した。

(9) 「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等（スタートアップへの資金供給の促進関係）に対する意見提出

6年12月、金融庁において、スタートアップへの資金供給の促進に関して、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同庁へ提出した。

(10) 「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正（案）に対する意見提出

7年1月、金融庁において、顧客との利益相反の可能性に係る事項について、顧客への情報提供を義務付けることに関して、「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正（案）が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同庁へ提出した。

(11) 「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」に対する意見提出

7年2月、金融庁において、「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同庁へ提出した。

(12) SSBJ「サステナビリティ開示ユニバーサル基準及びサステナビリティ開示テーマ別基準の公開草案」等に対する意見提出

6年7月、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が公表した「サステナビリティ開示ユニバーサル基準及びサステナビリティ開示テーマ別基準の公開草案」に対し、会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、SSBJへ意見書を提出した。

7年1月、SSBJが公開した「指標の報告のための算定期間に関する再提案」に対し、会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、SSBJへ意見書を提出した。

(13) 国際証券監督者機構の市中協議文書への意見提出

6年11月、国際証券監督者機構（IOSCO）より公表された市中協議文書「集団投資スキームの流動性リスク管理における提言の改定」について、会員からの意見募集を実施の上、7年2月、IOSCOへ意見を提出した。

6年12月、IOSCOより公表された市中協議文書「プリヘッジ取引」について、会員からの意見募集を実施の上、7年2月、IOSCOへ意見を提出した。

## 4 調査・研究に関する事項

### (1) 証券関係税制問題への取組み

下記のとおり、国税庁等の関係省庁に確認した実務上の取扱いに係る会員通知の周知、当該関係省庁からの依頼等に基づく各制度の取扱いに係る周知を行った。

#### ① NISA及びジュニアNISA関係

- ・ NISA口座（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定）における単元未満株式等の取扱いについて
- ・ （国税庁からの周知依頼）金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座及び未成年者口座）の提供制限に係る対応依頼について
- ・ （国税庁からの周知依頼）金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座及び未成年者口座）の提供制限の解除に係る対応依頼について
- ・ （国税庁からの周知依頼）NISA口座を開設した金融商品取引業者等の確認について
- ・ （金融庁からの周知依頼）令和6年度税制改正に伴うNISAに係る信託報酬等の費用に係る顧客への通知（実額通知）の見直しについて
- ・ 「NISAに係る実務上の取扱い（第13版）」及び「ジュニアNISAに係る実務上の取扱い（第17版）」並びに各種参考様式の改訂について
- ・ 「2024年以降のNISAに関するQ&A」の改定及び本協会ウェブサイトへの掲載について
- ・ 基準額提供事項の提供に関する質問事項に係る照会への回答について

#### ② 公社債関係

- ・ 公共法人等及び公益信託等に係る非課税に係る「非課税廃止通知書」及び国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用に係る「源泉徴収不適用廃止通知書」の作成等の不要化について
- ・ 「外国金融機関等との振替債等に係る特定債券現先取引等及び特定外国法人との振替国債等に係る特定債券現先取引に係る特定利子の非課税制度の概要及び実務上の取扱い」の改定について
- ・ 「非居住者・外国法人の受け取る振替国債・振替地方債及び振替社債等の利子並びに振替割引債の差益金額等に対する非課税措置に関する実務上の取扱い」の改定について

#### ③ 本人確認関係

- ・ 国外転出者のマイナンバーカードの継続利用に伴う所要の措置について
- ・ 特別児童扶養手当証書の廃止について
- ・ （厚生労働省からの周知依頼）特別児童扶養手当証書の廃止等に伴う本人確認書類に係る取り扱いの変更について
- ・ （厚生労働省等からの周知依頼）被保険者証等の新規発行終了に伴う税法等における本人確認書類の取扱いについて

#### ④ その他

- ・ パーシャルスピノフ税制の延長措置に伴う対応について

- ・ 「QI契約の遵守のための顧客管理規程」（参考モデル）の改訂について
- ・ （国税庁からの周知依頼等）「非居住者・外国法人に対する非課税措置に係るe-Taxの利用者識別番号」及び「特典条項条約届出書等の3年ごと提出への対応」について
- ・ トークン化社債に関する振替債と同等の税制措置に係る実務上の取扱いについて
- ・ （国税庁からの周知依頼）非課税貯蓄申告書等の提出先変更に関する協力依頼について
- ・ 国税庁法令解釈通達「法定資料を光ディスク及び磁気ディスクにより提出する場合の標準規格等の制定について」の一部改正について
- ・ 「ストック・オプション制度に係る非課税措置の概要と実務上の取扱い」等の改定について【令和6年改定版】
- ・ （国税庁からの周知依頼）申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて（第3版）

## (2) 税制改正等についての会員向け説明会の実施

7年1月、「新NISAにおける認定クラウド事業者との契約等に関する説明会」をオンラインにて開催した。

また、7年2月、「『令和7年度税制改正大綱の概要』説明会」をオンラインにて計2回開催した。

## (3) 「個人投資家の証券投資に関する意識調査」の実施

6年12月、令和7年度税制改正要望等の参考とするため、「個人投資家の証券投資に関する意識調査」（6年7月実施）の調査結果を取りまとめ、公表した。

## (4) 「証券投資に関する全国調査」の実施

6年12月、全国の18歳以上の男女個人7,000名を対象に、3年に1度の「証券投資に関する全国調査」（6年6月～7月実施）の調査結果を取りまとめ、公表した。

## (5) 「新NISA開始1年後の利用動向に関する調査」の実施

7年2月、6年中に新NISAで金融商品を購入した7,610名を対象に、新たに「新NISA開始1年後の利用動向に関する調査」（7年1月実施）の調査結果を取りまとめ、公表した。

## (6) 証券流通市場の機能に関する研究

本年度中、（公財）日本証券経済研究所及び㈱日本取引所グループと共同で、証券流通市場において新たな取引手法や取引の傾向・動きが見られる中、証券流通市場の機能について、学術的な観点から調査研究を行うため、「証券流通市場の機能に関する研究会」（同研究所に29年9月設置）を4回開催した。

(7) テクノロジーと金融革新に関する研究

本年度中、(公財)日本証券経済研究所と共同で、AIやビッグデータの利用拡大等テクノロジーがもたらす金融革新における新たな法的課題、これまでの金融市場や取引形態との関係で留意すべき点があるのか等について研究を進め、テクノロジーと金融革新が金融の新たな発展に資するための条件等について調査・分析を行うため、「テクノロジーと金融革新に関する研究会」(同研究所に2年9月設置)を4回開催した。

(8) 国際的な脱税及び租税回避行為の防止に係る制度への対応

6年4月、国税庁ウェブサイトにおいて、共通報告基準(CRS)に基づく自動的情報交換に関するFAQの改訂がされたことに伴い、周知を行った。

6年6月、国税庁ウェブサイトにおいて、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の各手続等における特に注意していただきたいポイント」の更新がされたことに伴い、周知を行った。

(9) 「証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査」の実施

6年6月、令和7年度税制改正要望の参考とするため、「証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査」を実施し、調査結果を令和7年度税制改正要望の参考資料として金融庁に提供するとともに、会員通知・公表を行った。

(証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査結果の概要)

	第二十一回調査 (6年6月末)	第二十回調査 (5年6月末)	第十九回調査 (4年6月末)
調査対象会員証券会社数(社)	271	273	272
特定口座取扱会社数(社)	152	152	154
特定口座数合計(口座)(A)	46,667,978	41,248,330	37,258,920
源泉徴収選択口座数合計(口座)(B)	43,975,162	38,562,404	34,704,683
源泉徴収選択割合(B/A)	94.23%	93.49%	93.14%

(参考)

株式数比例配分方式選択口座数 (個人に限る)	32,223,020	26,868,084	23,285,739
---------------------------	------------	------------	------------

(10) NISA口座等に係る調査の実施

6年6月、9月及び12月、金融庁からの依頼に基づき、「NISA口座の開設・利用状況調査」(基準日はそれぞれ6年6月30日、9月30日及び12月31日現在)を実施し、調査結果を同庁に提供するとともに

に、会員通知・公表を行った。

本年度中、会員10社におけるNISA口座の開設・利用状況について調査（月次）を行うとともに、当該調査結果を公表した。

（「NISA口座の開設・利用状況調査」の概要）

	6年12月末現在	6年9月末現在	6年6月末現在	6年3月末現在
調査対象会員証券会社数（社）	266	269	271	272
成長投資枠の取扱証券会社数（社）	127	128	130	130
つみたて投資枠の取扱証券会社数（社）	107	105	106	105
NISA口座数合計（口座）	18,032,948	17,634,735	17,009,029	16,202,784

(11) ジュニアNISA口座等に係る調査の実施

6年12月、金融庁からの依頼に基づき、「ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査」（基準日は12月31日現在）を実施し、調査結果を同庁に提供した。

(12) 非居住者又は外国法人の保有する振替社債等の残高情報等の調査の実施

7年3月、金融庁からの依頼に基づき、「非居住者又は外国法人の保有する振替社債等の残高情報等の調査」（基準日は7年3月31日現在）を実施し、同庁に調査結果を提供した。

(13) インターネット取引に関する調査（半期）の実施

6年3月末及び9月末における会員のインターネット取引の状況について調査を行うとともに、当該調査結果を公表した。

（インターネット取引に関する調査結果）

	6年9月末	6年3月末	5年9月末	5年3月末
取扱会員数（社）	94	95	93	90
口座数	46,823,466	45,457,543	42,073,460	41,001,554
株式等委託取引売買代金(百万円)	527,731,965	486,016,083	284,121,114	229,245,714

（注）上記「株式等委託取引売買代金」は、調査対象期間（4月1日～9月30日又は10月1日～3月31日）のインターネットを經由した売買代金合計額である。

(14) インターネット取引に係る株式売買等データ（月次）公表の実施

投資家や証券会社に必要な情報を提供する観点から、当該趣旨に賛同して参加を希望した会員におけるインターネット取引に係る株式等委託売買代金、月末時点の信用取引残高、口座数等の状況について調査（月次）を行うとともに、当該調査結果を公表した。なお、本統計は6年12月分の公表をもって廃止した。

(15) インターネット取引に係るシステム障害件数（月次）公表の実施

会員における顧客資産の保護及び金融商品取引の継続性・安全性を確保する観点から、当該趣旨に賛同して参加を希望した会員におけるインターネット取引に係るシステム障害件数を月次で公表した。なお、本統計は6年12月分の公表をもって廃止した。

(16) 客員研究員制度

金融商品取引法等証券関係法令等の実務に精通した研究者を育成するため、（公財）日本証券経済研究所と共同し、客員研究員制度を運営している。

本年度は、新たに採用した第10期客員研究員（任期：6年4月～8年3月）5名の研究活動の支援を行うとともに、客員研究員会合を10回開催した。

(17) JSDAキャピタルマーケットフォーラム

JSDAキャピタルマーケットフォーラムは、我が国資本市場の発展を担う研究者の育成及び知識の蓄積のため、法学・経済学等分野の若手・中堅の研究者を中心に、学識経験者、協会員の実務家、海外の学界・市場関係者等との研究・交流・情報発信を行う場である。

本年度中、第5期（4年7月～6年6月）については、フォーラムを1回開催し、研究委員が行っている研究の進捗について報告及び意見交換を行うとともに、7年3月、第5期研究委員の研究成果を論文集として取りまとめ、協会員及び関係各所への配布を行った。

第6期（6年7月～8年6月）については、法学・経済学に係る6名の若手・中堅の研究者を研究委員として選任して、フォーラムを1回開催し、各研究委員の研究テーマについて意見交換を行い、研究テーマを決定した。

(18) 国際的な規制・制度に関する調査

国際的な法規制等の動向で影響が大きいものや参考となりうるもの（例：米金融セクターにおけるサイバー攻撃からの顧客情報の保護及び漏洩時の対応、英国におけるリサーチ費用のアンバンドリング規制の見直し、証券監督者国際機構（IOSCO）によるリテール投資家に係るオンライン上の安全性に係るロードマップ、フィンフルエンサーに係る市中協議、DEPs（デジタル・エンゲージメント・プラクティス）に係る市中協議、オンライン模倣取引に係る市中協議、ネオブローカーに係る市中協議、プリヘッジ取引に係る市中協議）について、都度、その概要を取りまとめの上、会員にフィードバック

クを行った。

#### (19) 「一億総株主・国民総株主の理想」の取組み

「一億総株主・国民総株主の理想」の考えを普及させるため、松下幸之助翁の執筆原稿「株式の大衆化で新たな繁栄を」及び本協会が各種機会に紹介した資料をウェブサイトに掲載している。

本年度は、ウェブサイトに掲載する国民の株式保有状況及び「株式の大衆化」のイメージを定期更新し、充実化を図った。

#### (20) 株主優待の意義に関する研究会

6年10月、「株主優待の意義に関する研究会」を設置した（本年度中、4回開催）。本研究会では、株主優待制度の意義について、国民のみならず発行会社、機関投資家等の理解を促進するため、株主優待を取り巻くステークホルダーのそれぞれの視点及び学術的な観点からの検討を行った。

## 5 証券知識の普及・啓発に関する事項

6年8月、J-FLECの本格稼働に伴い、それまで本協会が行ってきた金融・証券教育支援事業は基本的にJ-FLECに移管した。以降、J-FLECにおいて国民各層の金融リテラシー向上に向けた取組みを行っている。このため、以下は基本的に本協会が6年4月から7月までの間に行った事項について記載する。ただし、「全日本証券研究学生連盟」への支援等、証券業界特有の事業（以下「非移管事業」という。）は引き続き本協会において取り組んでいる。

### (1) 学校向け事業

#### ① 学校向け教材の提供

主に中学校・高等学校を対象に、金融・証券に関するキーワードについて動画を視聴しながら短時間で学ぶ副教材「潜入！みんなの経済ワールド」を引き続き提供し、本年度の利用校・利用者は、118校、8,259名であった。また、金融・証券の基礎を学ぶためのテキスト教材「株式会社制度と証券市場のしくみ」を引き続き提供し、本年度の利用者は10,349名であった。加えて、6年1月より提供を開始した高等学校家庭科向けテキスト教材「資産形成と金融商品」については、本年度の利用者は10,103名であった。

さらに、(株)東京証券取引所との共同事業として、主に中学生から大学生を対象に、株式の模擬売買を通じて経済の動きや社会の仕組み等を具体的に学ぶためのシミュレーション教材「株式学習ゲーム」を引き続き提供し、本年度の利用校・利用者は、438校、27,520名であった。

#### ② 教育関係者向け情報提供の実施

イ. 教員向け金融経済セミナー

主に中学校・高等学校の社会科・公民科、家庭科の教員を対象に、授業の指導に役立つ経済や金融、証券等に関する情報を提供することを目的とした教員向けセミナーを対面とオンラインを併用して実施し、参加者・受講者は1,249名であった。

ロ. 教育関係者向けメールマガジンの配信

主に教育関係者を対象に、経済・金融・証券に関するトピックの解説や本協会が提供する教材、セミナー情報等を紹介する教員向けメールマガジン「5分で話せる金融経済」を6年6月末まで配信した。最終的な登録件数は7,111件であった。

③ 講師派遣等の実施

イ. 小学校・中学校・高等学校向け講師派遣（「土曜授業」等）

金融経済教育の拡充・推進の一環として全国21校、36クラスの小学校・中学校・高等学校の「土曜授業」等に本協会職員及び金融・証券インストラクターを講師として派遣した。

ロ. 大学（専門学校を含む）向け講師派遣（「金融リテラシー出前講座」等）

大学生等が経済、金融、資産運用の基本を身に付け、経済的に自立した社会人となるための取組みの一環として、全国58大学（計106回）に本協会職員及び金融・証券インストラクター等を講師として派遣し、大学等からの要望に応じて、対面又はオンラインにて講義を行った。

④ 研究会支援・運営

イ. 金融経済教育を推進する研究会

本協会が事務局を務める「金融経済教育を推進する研究会」（座長：慶應義塾大学名誉教授 吉野直行氏、25年4月設置）では、6年6月、同研究会下部機関である「高等学校教科等連携実践事例集制作部会」（部会長：玉川大学教育学部教授 樋口雅夫氏、6年1月設置）において、高等学校における金融経済教育の教科等横断的な学習及び総合的な探求の時間の実践事例を取りまとめた「高等学校教科等連携実践事例集」を公表した。なお、本研究会は6年6月末をもって解散した。

ロ. 教員研究会

大阪、名古屋の各教員研究会（中学校・高等学校の教員等による金融・経済の知識を継続的に習得するための自主的な研究会合）の活動を支援した。本年度中、大阪で1回、名古屋で1回講習会等を実施し、参加者は計33名であった。なお、6年5月、両研究会は解散した。

⑤ 「全日本証券研究学生連盟」への支援（非移管事業）

証券研究に関する学生団体「全日本証券研究学生連盟」の活動を支援した。

6年12月、証券市場等に関するテーマについて、論文の発表及びディスカッションを行う「証券ゼミナール大会」を東京にて開催し、全国の22大学から計349名の大学生が参加した。

また、同連盟の地域組織が関東・関西・中部の地区別にセミナー等を計3回開催し、計216名の参加を得た。

## (2) 社会人向け事業

### ① ウェブサイト及び冊子等の制作・公開・配布等

#### イ. ウェブサイト「投資の時間」

ウェブサイト「投資の時間」において、引き続き、質の高いユーザーの獲得や「投資の時間」のコンテンツへの回遊促進に取り組んだ。この結果、本年度の「投資の時間」全体のアクセス件数は計1,416,083件であった。

#### ロ. J-FLECへのウェブコンテンツ移管

本協会の金融・証券教育支援事業がJ-FLECに移管された後も、継続して良質なコンテンツを提供できるよう、「投資の時間」については必要な修正を行い、J-FLECへのコンテンツ移管を実施した。

#### ハ. 冊子

証券投資の基礎知識のほか、NISA等の資産形成支援制度等の理解を深めてもらうことを目的として、「サクサクわかる！資産運用と証券投資スタートブック」、「確定拠出年金入門」及び「個人投資家のための証券税制Q&A」（非移管事業）の3種類を冊子及びウェブサイト「投資の時間」にて提供した。

#### ニ. 電子書店での冊子の無償頒布

主に投資未経験者・初心者を対象に、本協会が提供している3種類の冊子をスマートフォンやタブレットから気軽に閲覧できるように、電子書店において無償頒布した。

### ② 講座・セミナーの開催

#### イ. はじめての資産運用講座等

6年6月、証券投資に興味・関心を有する投資未経験者・初心者を対象に、金融・証券の基礎知識や長期・積立・分散投資、NISA等への理解を深めてもらうことを目的として、全国向けオンラインセミナー「はじめての資産運用講座（テーマ別）“チャレンジ！NISAで株式投資”」を開催した。受講者は計1,327名であった。

また、各種セミナーのアーカイブをウェブサイト「投資の時間」等において公開し、再生数は計797回であった。

#### ロ. 講義動画コンテンツ

講義動画コンテンツ「これを見ればNISAがわかる!」、「投資Q&A動画」等をウェブサイト「投資の時間」において公開し、再生数は計1,527,216回であった。

### ③ 講師派遣の実施

社会人向けの普及推進活動の一環として、官公庁、民間企業等162先（174回）の各種講座や職場研修に金融・証券インストラクターを講師として派遣し、派遣先からの要望を踏まえつつ、対面又はオンラインにて、資産運用の必要性や金融商品の基礎知識等について講義を行った。

### (3) 国際的な投資教育活動への参画（非移管事業）

6年10月、証券監督者国際機構（IOSCO）が実施するグローバルなキャンペーン「世界投資者週間（WIW）」に参画・協力し、ウェブサイト内に特設ページを設けて周知活動等を行った。

### (4) 有価証券投資に関連した詐欺への対応（非移管事業）

特設サイト、協会公式SNS、コールセンターの運営、リーフレットやポスターの配布・掲示等を通じて、有価証券投資に関連した詐欺に関する注意喚起を実施した。また、各都道府県警察等と連携し、街頭注意喚起イベントを行った。

### (5) 「証券知識普及プロジェクト」を通じた諸活動

本協会、(株)日本取引所グループ、(株)東京証券取引所、(株)大阪取引所、(株)名古屋証券取引所、(証券会員制法人)福岡証券取引所、(証券会員制法人)札幌証券取引所及び(一社)投資信託協会で構成する「証券知識普及プロジェクト」において、以下の活動を行った。なお、7年3月末をもって本プロジェクトは解散した。

#### ① 学校向け事業

##### イ. 体験型教材の提供

主に中学校・高等学校を対象に、株式会社や金融の仕組み、会社の社会的な役割と責任等について学ぶ体験型教材「株式会社をつくろう！～ミスターXからの挑戦状～」を引き続き提供し、本年度の利用校・利用者は、145校、12,052名であった。

また、主に中学校・高等学校を対象に、起業、企業の資金調達、資金形成等、5つの教材で構成される体験型教材「体験して学ぼう！金融・経済・起業 金融クエスト」を引き続き提供し、本年度の利用校・利用者は、400校、20,597名であった。

さらに、主に高等学校家庭科向けに、長期・積立・分散による資産形成を体験できるウェブ教材「とうしくんとタイムトラベル！～資産形成を体験しよう～」を引き続き提供した。

##### ロ. 教員向け情報提供サイト「金融経済ナビ」

授業に役立つ教員向け情報提供サイト「金融経済ナビ」を引き続き提供した。本年度のアクセス件数は343,890件であった。

##### ハ. 教育関係者向け情報誌「レインボーニュース」

6年7月、金融経済教育の必要性や本協会・本プロジェクトの教材を広く教育現場にアピールするため、金融経済教育に関する著名人のインタビューや、授業実践事例等を紹介する教育関係者向け情報誌「レインボーニュース」を刊行し、全国の中学校・高等学校、教育委員会等へ提供した。

#### ② 社会人向け事業

##### イ. 社会人向け講師派遣の実施等

(株)東京証券取引所等と連携し、取引所上場企業等の職員研修に、金融・証券インストラクター

を講師として派遣した（2先2件）。

ロ. 共同ポータルサイトの管理運営

「証券知識普及プロジェクト」の活動予定やコンテンツを取りまとめたポータルサイト「証券投資スクエア」の管理及び関係情報の発信を行った。

ハ. 「とうしくん」ぬいぐるみの製作・販売（非移管事業）

「証券知識普及プロジェクト」の周知活動の一環として、各種イベントのブースやウェブサイト等において、マスコットキャラクターである「とうしくん」のぬいぐるみを一般向けに販売した。

(6) 金融経済教育推進会議との連携について

金融経済教育推進会議のeラーニング講座「マネビタ～人生を豊かにするお金の知恵～」において、本協会、株東京証券取引所及び（一社）投資信託協会と連名で3つの動画教材を提供した。

(7) 全国銀行協会との連携について

① 講座・セミナーの開催

6年4月から6月の間、東京商工会議所会員を対象にオンデマンド配信による、中小企業の経営者及び従業員向け職域セミナー「従業員の資産形成に役立つ 新しいNISAを知ろう！」を開催した。受講者は131名であった。

② 講師派遣の実施

官公庁等の職員向けの研修等において、共同でインストラクターを派遣し、家計管理や金融商品の基礎知識等に関し講義を行った（2先9件）。

③ MOUの再締結

6年9月、教育関連事業がJ-FLECに移管したことに伴い、（一社）全国銀行協会と本協会との間で「金融経済教育の推進および子どもや若者の貧困対策に関する合意」(MOU)を見直し、再締結した。

## 6 株式市場等に関する事項

(1) 独立引受幹事会員を設置する場合の公表事項の拡充に係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正

6年4月、独立引受幹事会員を設置する場合の公表事項の拡充に係る「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を踏まえ、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部を改正し、8月施行した。

また、同月、規則改正を踏まえた実務を行うに当たり、引受会員の参考に資する目的として『有価証券の引受け等に関する規則』等の改正（2024年4月）に係るQ&Aを策定した。

(2) 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正

- ① 6年6月、東京証券取引所の立会内取引の取引時間が延伸されることを踏まえ、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部を改正し、11月施行した。
- ② 7年1月、PTSにおける立会外取引に類似する取引について必要な制度整備を行う観点から、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部を改正し、同月施行した。

(3) 『監査人から引受事務幹事会社への書簡』要綱』の一部改正

金融商品取引法改正による四半期報告書制度の廃止等に伴い、必要な見直しについて日本公認会計士協会と調整を行った結果を踏まえ、6年7月、『監査人から引受事務幹事会社への書簡』要綱』の一部を改正し、同月施行した。

(4) 「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」等の一部改正

6年10月、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」等の改正を踏まえ、「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」及び「持株制度に関するガイドライン」等の一部を改正し、7年1月施行した。

(5) 『有価証券の引受け等に関する規則』第12条第2項及び第3項に係るQ&A』の策定

6年11月、自主規制規則の見直しに関する提案として寄せられた「IPOにおける共同主幹事の引受審査の範囲や粒度に関する目線合わせ及び明文化」について検討を行い、『有価証券の引受け等に関する規則』第12条第2項及び第3項に係るQ&A』を策定した。

(6) スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進を含めた非上場株式等の取引活性化に向けた「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正

6年11月、セカンダリー取引の勧誘時における開示資料の作成負担の軽減や金融商品仲介業者を通じて投資勧誘を行う場合の規則の明確化等によるJ-Shipsに係る制度整備及び非上場株式等に関する投資勧誘範囲の拡充等の観点から、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等を一部改正し、同月施行した。

(7) 非上場株式に投資する投資家層の拡大に向けた「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正

7年2月、J-Shipsの対象に受益証券発行信託やトークン化された非上場株式を追加するため、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正に係るパブリックコメントの募集を行った。

(8) 非上場有価証券特例仲介等業務に係る金融商品取引法等の改正に伴う「店頭有価証券に関する規則」等の一部改正

7年2月、令和6年金融商品取引法等改正において措置される「非上場有価証券特例仲介等業務」に参入する金融商品取引業者による新たなサービスの導入を促進する観点から、「店頭有価証券に関する規則」等の一部改正に係るパブリックコメントの募集を行った。

(9) 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース」報告書で取りまとめられた株式投資型クラウドファンディングに関する提言（発行上限や投資上限の見直し等）について、必要な制度整備を行う観点から、7年2月、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」を一部改正し、同月施行した。

## 7 公社債市場等に関する事項

(1) 社債の取引情報の報告・発表制度の見直し

7年3月、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」での検討を踏まえ、社債の取引情報の報告・発表制度における発表対象銘柄拡大のため、「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」等の一部改正案について、パブリックコメントの募集を行った。

(2) 引受業務を通じたコベナンツ付与の実効性確保に向けた取組み

「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」報告書(2024年7月報告)の提言を踏まえ、引受業務を通じたコベナンツ付与の実効性確保の在り方について、「引受けに関するワーキング・グループ」及び「引受審査に関するワーキング・グループ」において「社債券の適切な引受判断に係るガイドライン」の策定に係る検討を行い、7年3月、パブリックコメントの募集を行った。

(3) 売買参考統計値等の発表等

協会が顧客との間において行う公社債の店頭売買の際に協会及び顧客の参考に資するため、協会からの報告等に基づき、売買参考統計値、個人向け社債等の店頭気配情報及び社債の取引情報の発表等を行った。

本年度中、公社債店頭売買参考統計値発表制度における本協会が指定する協会員(指定報告協会員)については異動がなかった(7年3月末現在の指定報告協会員は11社)。

#### (4) 社債券等の売買高が100億円以上の銘柄の発行者の公表

「金融商品取引業等に関する内閣府令」第153条第4号ハ(1)の規定に基づき、親法人等又は子法人等が発行する社債券等の引受けに係る主幹事会社に就任しようとする協会員からの報告等を踏まえ、当該協会員の親法人等又は子法人等が発行した社債券等のうち、直近1年間の売買高が100億円以上の銘柄の発行者の名称を毎月公表した。

## 8 外国証券等に関する事項

### (1) 「外国証券の取引に関する規則」の一部改正等

自主規制規則の見直しに関する提案として、外国証券業者に売買注文を取次ぐ取引について「外国取引」に含むよう提案が寄せられたことを受け、「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」において検討を行い、7年3月、検討結果を踏まえ、「外国証券の取引に関する規則」の一部改正、並びに「外国証券取引口座約款」及び「外国証券取扱規程(社内規程モデル)」の改訂を行い、同月施行した。

### (2) 低流動性資産に投資する外国投資信託証券等への対応

7年3月、低流動性資産に投資する外国投資信託証券に係る投資家保護のための措置についての「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」及び「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」での検討を踏まえ、「低流動性資産に投資する外国投資信託証券に係るQ&A」の策定及び「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第4項の考え方」の改訂を行った。

### (3) 「外国籍の投資信託の動向に関する概況」の発表

本協会が毎月公表している「外国投信の運用成績一覧表」を基に「外国籍の投資信託の動向に関する概況」を半期ごとに取りまとめ、6年6月に5年度下期分、12月に6年度上期分をそれぞれ公表した。

### (4) 外国投資信託証券の確認

我が国で販売される外国投資信託証券について、協会員から選別基準の適合に関する確認書を15件受理した。

### (5) 法令に基づく公表等

#### ① 金融商品取引法施行令第1条の8の4第4号の規定に基づく報告

協会員が取得した譲渡制限のない海外発行証券のうち、少人数私売出しを行い自社で保管の委託を受けているものについて報告を受けた。また、当該報告を受けた譲渡制限のない海外発行証券の銘柄ごとの所有者数等を取りまとめ、毎月公表した。

② 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第13条第3号の規定に基づく報告

協会が行う外国国債等に係る外国証券売出しについて、当該外国国債等の売買を継続して行う場合の報告を受けた。また、当該報告を受けた外国国債等のうち、2社以上から報告のあったものについて公表した。

③ 金融商品取引法施行令第1条の7の3第6号の規定に基づく報告

協会等が取得した譲渡制限のない海外発行証券について、金融商品取引法施行令第1条の7の3第6号により売出しに該当しない取引として他の協会に売付ける場合等に係る当該譲渡制限のない海外発行証券について報告を受けた。

(6) 外国証券の移管事務の効率化に関する検討

証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた取組みの一環として、外国証券の移管事務の効率化について「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」で検討を行った。

## 9 証券化商品・金融派生商品市場に関する事項

(1) 店頭デリバティブ取引に関する新たな規制への取組み

店頭デリバティブ取引について金融機関等が識別子を付して所管当局に報告する国際的な取引報告制度の導入が進められていることに伴い、国際標準化機構（ISO）金融サービス専門委員会（TC68）金融サービスにおける参照データ小委員会（SC8）金融商品短縮名称・略称コード（FISN）ワーキング・グループ（WG10）に委員（エキスパート）として参加するとともに、ISINの付番等を行う国際コード機関協会（ANNA）デリバティブサービス局（DSB）の商品委員会（PC）及び技術諮問委員会（TAC）にオブザーバーとして参加した。

(2) 証券化市場の発行動向及び残高調査

協会等から報告を受けた証券化商品の発行状況を「証券化市場の動向調査」として毎月公表した。また、証券化市場の発行動向を取りまとめた資料を年度ごとに、残高を取りまとめた資料を半期ごとに公表した。

(3) Prepayment Standard Japan（PSJ）予測統計値の公表

一定の要件を満たす会員からPSJ予測値の報告を受け、集計の上統計処理を行った数値（PSJ予測統計値）を毎月2回公表した。

## 10 投資勧誘等に関する事項

### (1) 適切な営業姿勢の徹底

#### ① 仕組債の販売勧誘の現状を踏まえた対応

会員における複雑な仕組債の取扱状況を把握するため、四半期毎に会員から複雑な仕組債の販売・償還状況等の報告を受け、その結果を翌々月の月末に公表した。

#### ② 高齢社会に対応した販売勧誘に関する取組み

6年7月、協会員が様々な場面で高齢顧客に接していく際に創意工夫を行うための参考情報を掲載している「高齢顧客ブック」について、協会員の役職員向け研修における高齢顧客取引の説明状況、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）に寄せられた高齢者に係る苦情相談を追加する等の改訂を行った。

#### ③ 「コンプライアンス・ハンドブック（勧誘・受注）」の製作

主にリテール向け対面営業に従事する若手営業員が利用することを念頭に、商品ごとの勧誘・受注時の基本的なチェックポイントを簡潔にまとめた「コンプライアンス・ハンドブック（勧誘・受注）」を製作し、協会員に頒布した。

### (2) 自主規制規則の見直しに関する事項

毎年度、協会員等に対し自主規制規則の見直しに関する提案を募集・検討しており、これに関する検討計画・検討結果を自主規制会議に報告し、公表している。本年度は、見直し提案2件について検討を行った。

### (3) インサイダー取引の未然防止に関する取組み

#### ① 内部者登録カードの整備への対応関係

6年5月及び11月、協会員における内部者登録カードの整備に資するため、上場会社の非上場親会社・上場会社等の主な子会社・上場投資法人の主な特定関係法人について、会員通知・公表を行った。

#### ② 上場会社に対するJ-IRISS（内部者登録・照合システム）への登録促進

J-IRISSへの上場会社の更なる登録に向けて、新規上場会社の登録促進に関する引受証券会社への協力要請や、各証券取引所と連携した未登録上場会社への登録促進活動を行った（7年3月現在、上場会社のJ-IRISSへの登録率87.3%）。

### (4) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する取組み

#### ① 犯罪による収益の移転防止に関する法律等に関する取組み

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に規定される各種の本人確認書類に関し、取扱い時の留意事項や、同法施行規則等の改正に伴う取扱いの変更等について周知した。

## ② その他

経済制裁対象者等が指定された場合の対応等、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する情報を発信した。

## (5) 個人情報の保護に関する取組み

6年3月、「個人情報の保護に関する法律施行規則」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正等を踏まえ、「個人情報の保護に関する指針」等の一部を改正し、4月施行したほか、協会員における個人情報保護に資する情報について周知した。

## (6) 金融商品取引業協会相互の定期的な情報交換

「金融商品取引業協会連絡協議会」を開催し、各金融商品取引業協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図った。また、本協議会の下部機関である「金商業協会連絡協議ワーキング・グループ」において、同ワーキング・グループに参加している各金融商品取引業協会の実務者と自主規制業務に関する情報交換を行った。

## (7) 当局との情報・意見交換

金融庁、証券取引等監視委員会との間で、自主規制業務に関連する情報・意見交換を行った。

# 11 研修・資格試験に関する事項

## (1) 協会員の役職員に対する研修及び社内研修に対する支援等

本協会では、5年7月に策定した当面の主要課題において、「顧客本位の業務運営の推進・市場仲介者としての機能と信頼性の向上に取り組む」として、「顧客本位の業務運営の徹底に向けた取組み」、「高齢社会に対応した金融サービスの実現に向けた取組み」等を掲げた。

これに伴い、「本協会が実施する自主規制に関する研修の基本計画（2024年度）」では、「法令・諸規則等の遵守の徹底に関するプログラムの実施」、「利用者目線に立った金融サービスを提供するための具体的事例等を取り込んだコンプライアンスや職業倫理意識の向上に関するプログラムの実施」、「社会情勢に即したテーマや協会員からの要望が多いテーマの機動的な導入」を基本方針と定めた。

この研修基本計画に基づき「自主規制規則に基づく研修」及び「倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修」を実施するとともに、認定個人情報保護団体として、協会員における個人情報の適切な取扱いの確保に資する観点から、「自主規制規則に基づく研修」等において、個人情報保護に係るカリキュラムを適宜取り入れ、実施（詳細は次頁①、②のとおり）した。

さらに、上記研修のほか、「多様な顧客ニーズに応じた情報提供・助言等をテーマとする研修」を実施（詳細は次頁③のとおり）しており、各研修の実施に当たっては、研修事業の更なる充実を図る

ことを目的として行ったアンケート等において寄せられた要望を踏まえ、新たなテーマを取り入れた。

研修の実施方法については、環境に左右されない受講機会を提供する観点から、引き続きオンデマンド配信での実施（会場で開催した「代表者セミナー」を除く）とするとともに、研修の更なる利活用や理解促進を図るため、受講者がスキーム時間等を利用して受講を可能とする「短時間講座」の導入等、受講者の利便性の向上を図った。

また、協会の社内研修に対する支援等のため、本協会職員の講師派遣及び外部講師の紹介を行った（詳細は下記④のとおり）。

なお、上記の各種研修に加えて、「会員のニーズを踏まえた、役職員の知識向上等に資する研修プログラム」の提供を行っており、会員の役職員向け「JSDAトレーニング・ハブ」におけるオンデマンド動画配信の提供に加え、認知症サポーター養成講座や対面研修・交流会等を実施した（詳細は下記⑤、⑥、次頁⑦、⑧のとおり）。

#### ① 自主規制規則に基づく研修

協会の信頼性確保、内部管理態勢の一層の充実・強化、適切な業務運営及び法令・諸規則等の改正の解説等を目的とする研修として、「代表者セミナー」、「役員研修」をはじめ、「内部管理統括責任者・同補助責任者合同研修」等、本協会の規則により受講を義務付けている研修及び規則に基づく指定研修を5コース・10講座実施した（計2,894名受講）。

#### ② 倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修

金融商品取引業務に必要な実務的知識全般の向上に加え、協会の役職員の倫理意識及びコンプライアンス意識の向上を目的とする研修として、「コンプライアンス実務講座」や「サステナブルファイナンス講座」等の研修を6コース・53講座実施した（計5,000名受講）。

#### ③ 多様な顧客ニーズに応じた情報提供等をテーマとする研修

営業員や経理部門等の担当者が税制や商品に関する基礎的・実務的知識を習得するための研修及びハラスメントに関する研修を3コース・15講座実施した（計636名受講）。

#### ④ 協会の社内研修への本協会職員等の講師派遣・外部講師の紹介

法令・諸規則に関する知識の修得や内部管理態勢の充実・強化等を目的とする協会の社内研修に対して、本協会職員の講師派遣及び法律家等の外部講師の紹介を延べ5件行った。

#### ⑤ 「JSDAトレーニング・ハブ」におけるオンデマンド動画配信研修

会員の役職員を対象とした動画配信サイト「JSDAトレーニング・ハブ」において、役職員の業務に役立つ知識や旬のトピックス、本協会が開催した説明会等（制度改正等の解説、サイバーセキュリティ、インサイダー取引防止、ダイバーシティ推進カンファレンス等）についてオンデマンド配信を行った（掲載動画137本、計6,266回再生）。

#### ⑥ 認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成するための講座を開催した（1回実施、計13社・247名参加、オンライン開催）。

⑦ 認知症サポーターステップアップ講座

過去に認知症サポーター養成講座を受講した者に対し、認知症に対するより深い知識や対応等を学んでもらうことや、役職員同士で業務における対応等についての意見交換や情報共有を行ってもらったことを目的として、「認知症サポーターステップアップ講座」を開催した（1回実施、計10社・10名参加、対面・オンライン併用のハイブリット開催）。

⑧ 相互学習（社員交流会）

会員の職員同士の情報交換や情報交換による気づきの機会の提供、モチベーションの維持・向上を目的に、若手社員集合研修（2回実施、計51社・54名参加）、中堅社員交流会（1回実施、計30社・30名参加）、女性社員集合研修（1回実施、計30社・30名参加）を行った。

(2) 外務員登録事務及び外務員等資格試験等の実施

① 外務員登録事務の実施状況

本協会は、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣からの委任を受け、本協会の協会員及び協会員から委託を受ける金融商品仲介業者（以下、本節において「協会員等」という。）に所属する外務員の登録事務を行っている。本年度における外務員登録事務処理件数は、登録38,816件、変更6,263件及び抹消39,743件であった。

② 外務員等資格試験及び外務員資格更新研修の実施状況

本協会は、外務員の資質の適格性を確保するため、外務員登録の要件として自主規制規則において、外務員資格試験（一種外務員資格試験、二種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験及び特別会員二種外務員資格試験）に合格すること等を求めている。本年度における協会員等の役職員を対象とする外務員資格試験の受験者は53,939名、合格者は28,390名であった。

また、証券業界あるいは外務員への関心を高めてもらうこと等を目的として、協会員等の役職員以外の一般の方を対象に一種外務員資格試験及び二種外務員資格試験の受験を開放しており、本年度における受験者は11,171名、合格者は7,789名であった。加えて、一般の方を対象に第一種金融商品取引業に関する基礎的な知識の習得を目的とした金融商品取引業基礎試験も実施しており、本年度における受験者は29名、合格者は23名であった。

協会員の内部管理態勢を強化し、適正な営業活動の遂行に資するため、自主規制規則において営業責任者及び内部管理責任者の配置を義務付けており、その資質の適格性を確保する観点から、営業責任者及び内部管理責任者の資格要件として内部管理責任者資格試験（会員内部管理責任者資格試験及び特別会員内部管理責任者資格試験）に合格すること等を求めている。本年度における協会員等の役職員を対象とする内部管理責任者資格試験の受験者は18,100名、合格者は14,826名であった。また、他の金融商品取引業に関わる組織・団体の会員内部管理責任者資格試験の受験者は23名、合格者は23名であった。

外務員の資質の維持・向上を図り、投資者の保護に資するために、自主規制規則において外務員資格の更新制度を設けており、原則として5年ごとに外務員資格更新研修の受講を求めている。5

年12月、協会の利便性向上及びコスト削減に資するため、指定会場での受講に加えて会社、自宅等の任意の場所でのオンラインでの受講を可能とし、7年1月からオンラインでの受講に一本化した。本年度における外務員資格更新研修の受講者は74,370名、修了者は73,942名であった。

### ③ 外務員必携等の作成

外務員等としての職務を行うに当たって必要な知識を修得するための資料として、以下の外務員必携等を作成し、イ及びロは有償で頒布し、ハ及びニはウェブサイトにおいてPDFデータを無償で公開した。

イ、「2025年版 外務員必携」1～4巻

ロ、「2024年版 営業責任者 内部管理責任者 必携（会員・特別会員 共通）」

ハ、英語による「2024年版 外務員必携」1～4巻

ニ、英語による「2024年版 営業責任者 内部管理責任者 必携（会員・特別会員 共通）」

## 12 監査・モニタリング等に関する事項

### (1) 監査に関する事項

#### ① 監査の実施状況

本協会が実施する監査は、協会の自主的な取組を尊重しつつ、投資者の保護を図ることを目的として、協会の内部管理態勢の整備状況や法令・諸規則の遵守状況等を点検するものである。

本年度においても、監査対象先の業務内容、顧客層、リスクの状況等に即応した監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別具体的に決定することにより、83先（会員52社、特別会員31機関）に対して監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「令和6年度監査計画」の重点事項に掲げた①業務運営体制を踏まえた内部管理態勢等の検証、②金融商品の投資勧誘・販売態勢の検証、③NISA制度を踏まえた取組状況の検証、④金融商品仲介業務にかかる管理状況の検証、⑤顧客資産の分別管理の状況の検証、⑥財務の健全性に係る検証、⑦マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML／CFT）への取組状況の検証、⑧売買管理態勢等の整備状況の検証、⑨サイバーセキュリティ対策への取組状況の検証、⑩個人情報の管理状況の検証を中心に、監査項目を個別具体的に決定した。

また、本年度は、88先（会員57社、特別会員31機関）に対し監査結果を通知した。そのうち、25先（会員20社、特別会員5機関）において文書により指摘事項を通知した。

#### ② 監査モニター制度（監査に対する意見受付制度）の実施状況

透明性及び信頼性の高い適切な監査の実施に資するため、監査の実施状況に関して、監査対象先のうち会員25社、特別会員11機関に対しオンサイト監査モニターを実施した。

別途、オフサイト監査モニター制度として、監査結果通知書の交付日から1か月間、書面（電子データを含む。）により意見を受け付けることとしている。

③ 行政当局、他の自主規制機関等との連携

金融庁、証券取引等監視委員会及び日本取引所自主規制法人との間で、監査業務についての情報共有を行う等、緊密な連携を図った。また、監査員研修には金融庁等から講師を招へいた。

④ 監査結果の概要の周知等

年度上半期・通期に係る監査結果の概要をウェブサイトで公表するとともに協会員に通知した。また、協会員における法令・諸規則違反の未然防止をはじめとした内部管理態勢の構築等に資するため、監査結果の概要や主な指摘事例について、協会員に通知した。

(参考1) 監査の実施状況 (着手ベース)

(単位：社・機関)

	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
会 員	52(0)	56(1)	56(1)	46(0)	49(0)
特定業務会員	0	0	0	4	0
特 別 会 員	31	26	26	24	24
合 計	83	82	82	74	73

(注) ( ) は、特別監査(フォローアップ監査を含む。)に係るものを内書き。

(参考2) 監査結果の通知状況

(単位：社)

会 員	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
結果通知先数	57	51	54	45	49
(うち文書により指摘事項を通知した先)	(20)	(12)	(16)	(11)	(12)

(単位：社)

特定業務会員	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
結果通知先数	0	0	2	2	0
(うち文書により指摘事項を通知した先)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)

(単位：機関)

特別会員	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
結果通知先数	31	27	26	27	19
(うち文書により指摘事項を通知した先)	(5)	(4)	(1)	(3)	(1)

(2) モニタリングに関する事項

① 経営状況等に応じたモニタリングの実施

イ. 毎月、自己資本規制比率が200%を下回った会員・特定業務会員のほか、業務・財産の状況、顧客資産の分別管理の状況、役員貸付の状況等からモニタリングの必要がある会員・特定業務会員を抽出する等、継続的かつきめ細かいモニタリングを実施した。

また、風評がある等、個別の問題が表面化する前に何らかの対応を要する情報が得られた会員・特定業務会員については、適宜、モニタリングを実施した。

ロ. 金融商品取引業又は登録金融機関業務を廃止する協会員、分別管理の状況や自己資本規制比率の算出等について確認すべき事項が認められた協会員に対し、実地確認等を実施した(会員11社、特別会員5機関)。

② 行政当局等との連携

モニタリングで把握した情報については、協会内の関係部署で情報を共有するとともに、行政当局等との間で情報交換を行う等、緊密な連携を図った。

(3) 協会員の処分等

① 協会員の処分等

本年度中、定款第28条第1項の規定に基づき、会員3社に対し過怠金の賦課処分（併せて同第29条に基づき勧告）を、同第33条において準用する同第28条第1項の規定に基づき、特別会員1社に対し過怠金の賦課処分（併せて同第33条において準用する同第29条に基づき勧告）を行った。

(参考1) 協会員に対する処分

【協会員処分の件数】

(単位：件)

	6年度	5年度	4年度
除名	0	0	0
会員権の停止又は制限	0	0	0
過怠金の賦課	4	3	2
譴責	0	2	1
合計	4	5	3

② 会員の外務員等に関する処分等

本年度中、会員の外務員等に関し、金融商品取引法第64条の5、「協会員の従業員に関する規則」第12条及び「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第6条の規定に基づき、登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱いの決定（5名）、登録取消処分（1名）、二級不都合行為者の取扱いの決定（3名）、職務停止処分（15名）並びに職務禁止措置の決定（1名）を行った。

③ 特別会員の外務員等に関する処分等

本年度中、特別会員の外務員等に関し、金融商品取引法第64条の5及び「協会員の従業員に関する規則」第12条の規定に基づき、登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱いの決定（1名）並びに二級不都合行為者の取扱いの決定（1名）を行った。

④ 特定業務会員の外務員等に関する処分等

本年度中、特定業務会員の外務員等に関する処分等事案はなかった。

⑤ 協会員を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者の外務員等の処分等

本年度中、協会員を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者の外務員等に関し、金融商品取引法第66条の25において準用する同法第64条の5の規定及び「金融商品仲介業者に関する規則」第29条の規定に基づき、職務停止処分（1名）及び職務禁止措置の決定（1名）を行った。

（参考2）外務員等に対する処分

【②から⑤の処分者を行為別に分類した件数】

（単位：人）

	6年度	5年度	4年度
着服	10	6	9
虚偽告知、虚偽表示、誤解表示	9	6	10
外務員の職務に関して著しく不適當な行為	3	1	0
債務履行拒否又は不当に遅延させる行為	2	0	2
無断売買	1	12	2
投機的売買、自己の信用取引等	1	4	3
その他	3	12	6
合 計	29	41	32

（注）複数の法令等違反行為を行っている事案については、その中から最も処分等に影響を及ぼした行為1つを抽出し、行為別件数を計算している。

なお、6年6月、外務員等が無断売買を行ったことにより処分等を受ける事例が散見されていることを踏まえ、無断売買事例及び未然防止策等を取りまとめ、コンプライアンス・レターとして協会員に通知した。

（4）事故の確認

金融商品取引法は、第39条第3項ただし書の規定により、補填に係る損失が事故に起因するものであることにつき、損失補填の額に応じて、①財務局長等（内閣総理大臣）の確認を受けている場合、②本協会の事故確認委員会において、調査され、確認されている場合（金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第1項第9号）及び③事後に報告することを条件とする場合（金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項）には、金融商品取引業者等が顧客に対して、損失補填を行えることとしており、本年度中の対応状況は次のとおりである。

① 財務局長等に対する確認申請事案の審査

本年度は、協会員から「事故確認申請（損失補填の額が1,000万円超）」の提出はなかった。

② 事故確認委員会による調査及び確認

協会員から提出された「委員会調査確認申請（同100万円超1,000万円以下（注1）」について調査及び確認を行った（本年度中の会員に係る確認件数：129件、特定業務会員に係る確認件数：0件、特別会員に係る確認件数：0件）。

③ 事故報告に係る事務

協会員から「事故報告（同100万円以下（注1）」として提出された、財務局長等に対する「金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項に基づく事故報告書」の取りまとめを行った（本年度中の会員に係る報告件数：28,358件、特定業務会員に係る報告件数：2件、特別会員に係る報告件数：336件）。

（注1）「事故報告」で足りる損失補填額の基準については、金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第1項第10号の改正（4年6月22日施行）に伴い、それまで「10万円以下」であったものが「100万円以下」に引き上げられた。

（参考）事故の確認の状況

【①から③の各件数】（注2）（注3）

（単位：件）

	6年度	5年度	4年度
① 事故確認申請の件数	0	2	2
② 委員会調査確認申請の件数	129	10	63
③ 事故報告の件数	28,696	20,949	21,630
合計	28,825	20,961	21,695

（注2）4年度から5年度の「委員会調査確認申請」の件数の減少については、上記（注1）の内容に伴うものである。

（注3）6年度の「委員会調査確認申請」及び「事故報告」の件数には、特定の社における個別性の高い事案について行われた事故確認申請等を含む。下表において同じ。

【6年度における①から③の行為区分別の内訳】

（単位：件）

	未確認 売買	誤認 勧誘	事務 ミス	システム 障害	その他 法令違反	計
① 事故確認申請の件数	0	0	0	0	0	0
② 委員会調査確認申請の件数	11	12	0	0	106	129
③ 事故報告の件数	468	915	644	13,626	13,043	28,696
合計	479	927	644	13,626	13,149	28,825

なお、7年2月、役席者・内部管理部門等向けに、事故対応等に関する事例や解説を取りまとめた「証券事故対応等ハンドブック」を作成するとともに、営業員向けに、あと少し気を付ければ防げたであろう事例と注意点を取りまとめた「営業員のための証券事故防止等ハンドブック」を改訂し、協会員に通知した。

### 13 あっせん・苦情相談に関する事項

#### (1) 協会の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん・苦情相談に関する事項

本協会においては、金融ADRを行う第三者機関である特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）に対し、本協会の協会員等の業務に対する顧客からの相談受付け、苦情解決及び紛争解決のためのあっせん業務を委託している。

本年度における協会員の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん・苦情相談の処理状況は次のとおりである（件数は本協会の協会員を対象としたもの）。

##### ① 6年度 協会員の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん申立て等の状況

（単位：件）

区分	年度	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
年度当初の係属事案		81	77	32	49	62	303	15	31	32	23
新規申立事案		162	220	165	105	145	379	692	107	133	118
終結事案		192	216	120	122	158	620	404	123	134	109
	和解	(145)	(168)	(79)	(76)	(103)	(565)	(370)	(68)	(63)	(51)
	不調	(44)	(40)	(38)	(44)	(51)	(47)	(31)	(52)	(61)	(51)
	取下げ等	(3)	(8)	(3)	(2)	(4)	(8)	(3)	(3)	(10)	(7)
年度末の係属事案		51	81	77	32	49	62	303	15	31	32

##### ② 6年度 協会員の有価証券の売買その他の取引等に関する苦情・相談件数

（単位：件）

苦情・相談内容		地区別										
		北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	その他	合計
苦情	①勧誘に関する苦情	5	8	155	32	3	21	4	4	16	0	248
	②売買取引に関する苦情	9	10	134	28	4	37	7	2	11	0	242
	③事務処理に関する苦情	7	0	134	26	0	21	2	4	17	0	211
	④その他の苦情	5	1	31	6	0	4	0	0	2	0	49
	苦情合計	26	19	454	92	7	83	13	10	46	0	750
相談	相談合計	46	54	1,018	251	63	505	134	47	137	3	2,258
	苦情・相談合計	72	73	1,472	343	70	588	147	57	183	3	3,008

##### ③ FINMACに寄せられた苦情相談の分析

本協会は、協会員の業務の改善・向上に資するため、FINMACに寄せられた苦情相談について商品別や相談内容別といった具体的な切り口やテーマに基づいた分析を行っており、6年6月、前年度に寄せられた苦情相談の分析結果を自主規制会議に報告するとともに協会員に周知した。

また、必要と認められた個別の協会員に対しては、当該協会員に関する苦情相談の状況をフィードバックする等、直接のコミュニケーションを行った。

## (2) 認定個人情報保護団体としての苦情相談の処理状況

本年度における個人情報等の取扱いに関する苦情相談件数は次のとおりである。

(単位：件)

区分		年度	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
苦 情	利用目的の特定関係		1	0	0	0	0
	利用目的による制限関係		0	3	2	0	0
	不適正な利用の禁止関係		0	0	0	-	-
	適正な取得関係		0	0	1	1	0
	取得に際しての利用目的の通知等関係		0	0	1	3	0
	データ内容の正確性の確保関係		0	0	0	1	0
	安全管理措置関係		0	0	0	1	1
	漏えい等の報告等関係		1	1	1	-	-
	第三者提供の制限関係		3	3	2	2	1
	外国への第三者提供の制限関係		0	0	0	0	0
	個人関連情報の第三者提供の制限等関係		0	0	0	-	-
	保有個人データに関する事項の公表、開示等関係		2	7	2	2	0
	仮名加工情報の取扱い関係		0	0	0	-	-
	匿名加工情報の取扱い関係		0	0	0	0	0
	その他		8	3	0	5	4
合 計		15	17	9	15	6	
相 談	相談・問合せ等		12	16	17	19	7
合 計		27	33	26	34	13	

(注) 4年4月1日の改正個人情報保護法の施行に伴い、区分の項目に一部変更がある。

## 14 国際資本市場に関する事項

### (1) 国際交流

国際会議に参加し、海外の関係団体・自主規制機関等との積極的な意見交換を行った。

#### ① 証券監督者国際機構（IOSCO）関連会議

6年5月、ギリシャで開催されたIOSCO / AMCC年次総会に参加し、金融の強靱性の強化、サステナブルファイナンス及びFintech分野の新たなリスクへの対応、最近のリテール市場に関する問題やオンライン詐欺への対応等に係るIOSCOの議論の状況や今後の計画等について意見交換を行った。

6年10月、カナダで開催されたIOSCO・AMCC中間会合に参加し、各国当局が注目する現状の課題やリスク等について情報収集を行った。また、本中間会合と併せて開催された各国規制当局向け研修セミナーでは、本協会が投資家保護のパネル・ディスカッションにおいてモデレーター兼パネリストとして登壇した。

6年6月に開催されたりテール市場及び投資家教育等に関するIOSCO第8委員会会合にオブザーバーとして参加した。これらの会合では、リテール投資家の保護に関する新たな課題に係る取組み、世界投資者週間（WIW）の実施、金融教育上の取組み等に関し、意見交換を行った。

#### ② 国際証券業協会会議（ICSA）関連会議

6年5月、ドイツ フランクフルトにて開催された第37回ICSA年次総会に参加した。本会合では、特に資本市場の活性化・統合に向けた課題及び株式決済期間の短縮化（T+1）について活発に議論が行われた。本協会からは、「資本市場の拡大と成長」に関するパネルに登壇し、最近に我が国における一連の取組み（NISAの抜本的拡充、金融経済教育推進機構の設立、コーポレートガバナンス改革等）及びトランジションファイナンス関連の取組みについて紹介した。

6年10月、東京にて開催されたICSA中間会合に参加した。本会合では、次回会合のテーマ等について議論が行われた。

6年度、ICSAの定例会合において、本協会からは、日本のSNSを利用したオンライン詐欺の状況やボランタリー・カーボン・クレジット市場についてプレゼンを行い、関連する議論に参加した。

#### ③ アジア証券人フォーラム（ASF）関連会議

6年10月、本協会の主催により、東京において第29回アジア証券人フォーラム（ASF）年次総会を開催した。本会合では、「サステナブルなアジア市場への道 — 資本市場によるトランジションの推進」をテーマに掲げ、各メンバーによるマーケットレポートのほか、金融庁長官 井藤英樹氏、株日本取引所グループ（JPX）取締役兼代表執行役グループCEO 山道裕己氏、慶應義塾大学経済学部名誉教授 吉野直行氏及びIFRS財団国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）理事 小森博司氏による基調講演並びに、「市場規制 コロナ後の証券市場の変化」、「金融リテラシーと金融教育」、「株式市場の状況とアジアにおける更なる発展に向けた取組み」及び「アジア地域の実態に即したトランジションファイナンス」に関するパネル・ディスカッションが行われた。

6年9月、東京で第17回ASF東京ラウンドテーブルを主催した。本セミナーには、研修生として

アジア13カ国・地域の自主規制機関、証券関連団体の職員16名を招き、本協会での研修のほか、取引所及び規制当局を訪問し、日本の証券市場における法規制、取引インフラ、本協会の自主規制業務を含む、関係機関の役割や業務内容等を紹介する研修を行った。また、オンライン取引がもたらす、投資者保護上の課題と規制・監督の対応状況について、意見交換を行った。

#### ④ 日本市場の魅力と可能性に関する海外向けPRの推進

7年3月、投資対象及び取引・ビジネスの場としての日本市場の魅力をPRするべく、JPX及び米国証券金融市場協会（SIFMA）との共催により、「第14回日本証券サミット」を米国ニューヨークにて開催した。長年のデフレから脱却し、新しいステージに移行する日本経済やコーポレートガバナンス改革の進展等を受けた日本市場の状況・見通しについて海外PRを行った。

本イベントでは、内閣総理大臣 石破茂氏によるビデオメッセージを放映したほか、JPX取締役兼代表執行役グループCEO 山道裕己氏及び金融庁金融国際審議官 有泉秀氏によるリードスピーチが行われ、同取引所及び同庁における各種の改革に向けた取組みについて説明が行われた。パネル・ディスカッションでは、「日本経済と課題への対応：展望、リスク、機会」及び「日本株式市場の新局面：変化と継続」と題する2つのテーマについて、内外市場関係者を迎えて意見交換が行われた。

## (2) 海外からの照会等への対応

年間を通じて、海外からの照会への対応、関係団体との情報交換、海外向けの講義等を行った。

- ① 6年10月、米投資信託協会（ICI）の関係者が本協会を訪問し、日本の資産運用推進に係る施策について意見交換を行った。
- ② 6年10月、タイ証券取引所（SET）、タイ資本市場開発基金（CMDF）及び学識経験者で構成された調査団に対して、NISAの制度概要及び動向について説明を行うとともに、意見交換を行った。
- ③ 7年1月、(独)国際協力機構（JICA）に協力し、ベトナムの規制当局及び取引所の関係者に対し、自主規制機関の機能、不公正取引防止のための枠組み及び最近の本協会の取組み等について講義を行うとともに、意見交換を行った。
- ④ 7年2月、インドネシア証券投資者保護基金の関係者が日本投資者保護基金を訪問し、投資者保護基金制度に係る規制枠組み等について研修が実施された。その際、本協会からは自主規制業務の概要について講義を行うとともに、意見交換を行った。
- ⑤ 7年2月、アジア証券業金融市場協会（ASIFMA）からの要請を受け、香港にて開催されたASIFMA年次総会における日本の株式市場に係るパネルに参加し、議論・意見交換を行った。
- ⑥ 6年8月及び7年3月、米国金融取引業規制機構（FINRA）の実務者レベルの担当者との情報交換会を実施し、トークン化有価証券の取扱い、発行体におけるエクイティによる資金調達に係る規制、投資家保護及びサイバーセキュリティと業務上の強靱性に係る両機関の最近の取組みや課題等について情報・意見交換を行った。

### (3) サステナブルファイナンスの推進

- ① 我が国におけるトランジションファイナンス等に係る取組みの国際資本市場への意義発信・理解促進の支援

6年9月、サステナブルファイナンス推進に当たり、証券業界として取り組むべき施策を取りまとめた「サステナブルファイナンス推進宣言附属書」を改定した。

6年9月、資金調達者のみならず、資金供給者においてもGXに用いられる技術に係る一次情報に触れ理解を深めることが重要であるとの意識の下、主に機関投資家や証券会社等を対象としたGX技術見学会を開催した。

- ② 国際資本市場におけるサステナブルファイナンス等の最新の取組みに係る市場関係者への情報発信・働きかけ

6年5月、ブリュッセルで開催された国際資本市場協会（ICMA）年次総会におけるプログラムの一つとして、日本のトランジション戦略の意義を伝えることを目的とした海外市場関係者向けのラウンドテーブルを開催した。関係省庁、政府系金融機関、証券会社等の日本関係者がGX戦略・GX経済移行債等の概要・意義について説明し、海外市場関係者と意見交換を行った。

6年11月、ICMAとの共催により、8回目となる年次サステナブルボンド・カンファレンスを開催した。今回のカンファレンスでは、サステナブルボンドを通じた持続可能な社会・経済全体の移行（Economy-Wide Transition）の実現に焦点を当て、発行体、銀行、証券会社、（機関）投資家、その他の関係機関等が参加した。金融庁長官 井藤英樹氏、GX推進機構理事長 筒井義信氏、ICMA副CEO ニコラス・ファフ氏らによるスピーチのほか、上記のテーマに即したパネル・ディスカッションが行われた。

6年11月、発行体の実務担当者等を対象に、ICMAの各種原則等の策定に深く関わるICMAのスタッフ等が講師となり、サステナブルボンド発行に当たっての実務や各種ICMA原則・ガイダンスのアップデート内容等について紹介する「エグゼクティブ・トレーニングコース」をICMAと共催した。

- ③ カーボンニュートラルの実現に向けた取組み

「カーボンニュートラル実現に向けた証券業界に対するアドバイザーボード」を2回開催し、国内外の政策、サステナブルファイナンス市場の動向や学術的知見を踏まえつつ、加速するカーボンニュートラルの実現に向けた動きに証券業界としても貢献ができるよう、証券業界が果たすべき役割について大学関係者、シンクタンク等の有識者と意見交換を行った。

## 15 社会貢献活動・環境問題・寄付に関する事項

### (1) 社会貢献活動・環境問題への取組み

6年8月、「証券業界の環境問題に関する行動計画」に基づき、証券業界全体における電力使用量やエネルギー使用量及び各社における環境問題への取組みについて、会員に対し「2023年度の電力使

用量等及び環境問題への取組みに関する調査」を実施し、12月に調査結果の公表を行った。

(2) 寄付への取組み

寄付要請があった団体のうち、本年度中に7団体に対して寄付を行った。

## 16 地区協会に関する事項

(1) 地区別評議会の開催状況

地区別	北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	合計
地区別評議会(回)	11	11	3	11	11	11	11	11	11	91

(2) その他地区協会における特記事項

<東京地区協会>

・ 東京地区評議会の活動状況

本年度中、東京都以外に本店の所在する地方会員で構成する「東京地区地方証券等評議会」を5回開催した（東京地区評議会と東京地区リテール証券評議会との合同開催を含む。）。また、リテール営業を中心とする会員で構成する「東京地区リテール証券評議会」を2回開催（東京地区評議会及び東京地区地方証券等評議会との合同開催を含む。）した。

<大阪地区協会>

① 会員との懇談会

本年度中、大阪地区に本店の所在する会員で構成する「本店会員懇談会」を11回開催した（地区別評議会との合同開催）。

② 行政当局との懇談会

本年度中、金融庁及び近畿財務局幹部と会員代表者等との懇談会を5回開催した。

③ 地区特別事業

本年度中、各界の有識者と会員代表者等との間で自由に懇談する「経営者懇談会」を3回、会員各社の内部管理体制整備を支援する「大阪地区内部管理体制研究会」を10回開催した。

6年9月、証券投資の促進と投資者層の裾野拡大を図るため、会員各社及び㈱大阪取引所と連携し、「株式・経済講演会」を開催した。

## ＜九州地区協会＞

### ・ 地区特別事業

6年10月、金融証券知識の普及・啓発活動として、一般向け主催セミナー「『証券投資の日』記念セミナー」を会員部支援のもと福岡と熊本において会場参加型イベントとして実施し、証券投資の基礎知識の普及・啓発、NISA制度及び九州地区管内に本・支店が存在する会員のうち希望のあった会員の周知活動を行った。

## 17 内部統制に関する事項

### ○ 本協会事務局組織における内部統制システム

本協会事務局組織においては、内部統制システムの整備に関する事務局内規程を設け、会長をはじめとする常勤役員等で構成するコンプライアンス委員会が、内部統制システムの整備に関する重要な事項を決定している。

この体制の下、各部署においては、手順書等を定めこれに基づき運用し、運用状況を把握・点検して改善・見直しを図っている。また、後述のとおり、内部監査部門を設け、各部署における業務の執行状況を監査している。

## 18 内部監査に関する事項

### ○ 本協会事務局組織における内部監査

#### ・ 部署別監査

#### (1) 業務の遂行の状況等に関する監査

各部署における内部統制システムの構築及び運用状況並びに所管業務の適正な遂行の状況等を重点項目として、本部10部6室及び2地区協会を対象に監査を実施し、認められた課題について、その解決に向けた提言を行うとともに、その結果については、代表役員（会長、副会長、専務理事、以下同じ。）及び常任監事に報告した。

また、内部統制システムの構築及び運用状況の結果については、コンプライアンス委員会事務局に報告した。

#### (2) 個人情報等の業務上知り得た情報の取扱状況に関する監査

個人情報等の取扱状況につき、業務の遂行の状況等に関する監査と併せて本部10部6室及び2地区協会を対象に監査を実施し、その結果については、代表役員及び常任監事並びにコンプライアンス委員会事務局に報告した。

## 19 その他

### (1) 記者会見の開催

報道関係者への情報提供の場として定例の記者会見を計9回開催し、本協会における決定事項や様々な取組みについて発表を行った。

### (2) 証券市場全体のBCP（事業継続計画）整備のための取組み

6年11月、午前7時30分に首都直下地震が発生した想定の下、合同訓練を実施した。本訓練では、日銀ネットの稼働状況が一部ブラインド化されている状況で自社に必要な作業を確認するシナリオにより、参加協会員を対象に、BCP対策委員会等からの情報の提供や協会員による被災状況等について、BCPWEBを用いて情報の更新・共有を行うとともに、各社における関係部署間の連携体制の確認等を実施した。

なお、本訓練では、証券市場BCPの発動に伴い、①公社債市場BCP対策会議における市場慣行の変更推奨の協議、②証券インフラ機関のシステム（株日本取引所グループの取引システム並びに、株日本証券クリアリング機構、株証券保管振替機構及び株ほふりクリアリングの清算・決済システム）がバックアップセンターへ切り替えられた場合の対応準備や接続確認等、③金融庁よりBCPWEBの双方向機能を通じた報告要請がなされたことに伴う、会員における対策本部の設営、各社対策本部連絡先並びに本店及びシステムセンターの被害状況の報告、④短資取引約定確認システムにも影響が及ぶシナリオで短期金融市場及び外国為替市場との市場間連携の確認、⑤公社債報告・集計システム、取引所外取引の報告・公表システム及びフェニックス銘柄システムの稼働確認も行った。

## 第3章 総会・理事会・会議・委員会・役員等

### 1 総会

#### (1) 定時総会

6年6月17日、定時総会を開催し、次の議案を付議し、全て原案どおり承認可決した。

第1号議案 「定款」の一部改正の件

第2号議案 令和5年度 事業報告書承認の件

第3号議案 令和5年度 収支計算書承認の件

第4号議案 令和6年度 事業計画書承認の件

第5号議案 令和6年度 収支予算書承認の件

第6号議案 会長、公益理事、常任理事、常任監事及び公益委員選任の件  
(会員選挙及び特別会員選挙の結果報告)

#### (2) 臨時総会

7年1月31日、臨時総会を開催し、次の議案を付議し、原案どおり承認可決した。

○ 非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正に伴う「定款」の一部改正について

### 2 理事会

本年度中、理事会を21回開催した。本年度の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・ 定款の一部改正（案）について
- ・ 本協会から金融経済教育推進機構への業務移管等について
- ・ 令和7年度予算編成の指針（案）について
- ・ 令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について
- ・ 令和5年度収支計算書及び令和6年度収支予算書について
- ・ 令和6年度収支決算見込み及び令和7年度収支予算（案）について
- ・ 新役員等候補者について
- ・ 金融商品取引業者及び登録金融機関の本協会加入又は脱退について

### 3 自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会

#### (1) 自主規制会議

本年度中、自主規制会議を14回開催し、自主規制に係る重要な事項につき審議した。本年度の主な

審議事項は以下のとおりである。

- ・ 「債券等の着地取引の取扱いに関する規則」の一部改正
- ・ 「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正
- ・ 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正
- ・ 「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の廃止
- ・ 「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」の一部改正
- ・ 金融商品取引法等の改正に伴う本協会諸規則の一部改正
- ・ 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正
- ・ 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部改正
- ・ 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正
- ・ 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正
- ・ 書面交付のデジタル化対応に係る自主規制規則等の一部改正
- ・ 「外国証券の取引に関する規則」の一部改正
- ・ 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正案に関するパブリックコメントの募集
- ・ 非上場有価証券特例仲介等業務に係る自主規制規則等の一部改正案に関するパブリックコメントの募集
- ・ 「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」等の一部改正案に関するパブリックコメントの募集
- ・ 「社債券の適切な引受判断に係るガイドライン」案のパブリックコメントの募集
- ・ 協会員の処分
- ・ 令和7年度監査計画
- ・ 本協会が実施する自主規制に関する研修の基本計画（2025年度）
- ・ JSDAキャピタルマーケットフォーラム（第6期）の設置

また、自主規制会議の下部機関であるワーキング・グループの本年度中の検討状況は以下のとおりである。

① 本年度中、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」（22年1月設置）を1回開催した。  
本ワーキング・グループでは以下の事項について検討を行った。

イ. 金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告を受けた利益相反の可能性の情報提供の義務化について

金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正により投資信託及び仕組債の取引を対象として規定される、顧客との利益相反の可能性に係る情報提供の義務化に伴う実務上の対応等について検討を行った。

ロ. 書面交付のデジタル化に伴う実質的説明義務について

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」において規定された実質的説明義務等について、

上記改正を踏まえた実務対応の方向性と進捗状況を確認し、今後の課題について検討を行った。

- ② 本年度中、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」（15年7月設置）を1回開催した。また、本ワーキング・グループの下部機関である「J-IRISSシステム検討に関するサブワーキング」を2回開催し、現行のJ-IRISSシステムが8年5月に契約期限を迎えることを踏まえ、証券会社が内部者を効率的に把握するための仕組みやシステムについて検討を行った。

## (2) 証券戦略会議

本年度中、証券戦略会議を13回開催した。本年度の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・ 「令和7年度税制改正に関する要望」（案）について
- ・ 確定拠出年金制度に関する提言について
- ・ 令和6年全国証券大会における「所信」（案）について
- ・ 2024年度広報実施計画（案）
- ・ 資産形成の推進に関するワーキング・グループの設置について
- ・ 一般社団法人の新設について（案）（株主優待SDGs基金関連）
- ・ 株主優待SDGs基金に関する2024年度の実績及び2025年度の支援先（案）について
- ・ 寄付金の拠出について
- ・ 証券業界におけるSDGs推進に向けた大学との連携について

また、証券戦略会議の下部機関として設置された懇談会、検討部会及びワーキング・グループの検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」（24年12月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、本協会、（一社）投資信託協会及び全国証券取引所協議会の証券三団体連名で取りまとめた「確定拠出年金制度（企業型DC、iDeCo）の改革についての提言」について、意見募集を実施した。

- ② 本年度中、「証券税制に関するワーキング・グループ」（16年7月設置）を13回開催した。

本ワーキング・グループでは、令和8年度税制改正要望の要望項目等について検討を行った。

- ③ 本年度中、「反社情報の照会等の在り方に関するワーキング・グループ」（5年7月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、反社情報照会システムの利用料金に係る照会単価の予想について報告を行った。

- ④ 本年度中、「金融・資本市場統計整備懇談会」（21年6月設置）を1回開催した。

本懇談会では、金融・資本市場に関する統計情報の整備・充実に向け、法政大学教授 坂上学氏よりプレゼンテーションを受け、意見交換を行った。

- ⑤ 本年度中、「証券会社最高情報責任者（CIO）懇談会」（20年9月設置）を2回開催した。

本懇談会では、金融庁総合政策局より、サイバーセキュリティに関する講演会を、開催し、意見

交換を行った。

また、JPXシステムの実施について(株)日本取引所グループと意見交換を行ったほか、日本サイバー犯罪対策センターより、サイバー空間の脅威の現状と企業として講ずべき対策について講演会を開催し、意見交換を行った。

- ⑥ 本年度中、「証券会社情報セキュリティワーキング・グループ」(21年3月設置)を開催し、会員において発生した主なシステム障害事案を四半期ごとに取りまとめ周知した。

- ⑦ 本年度中、「証券広報検討ワーキング・グループ」(6年2月設置)を6回開催した。

本ワーキング・グループでは、「貯蓄から投資へ」の機運を高め、確かな動きにするべく、より一層、証券会社・証券業界の魅力向上等に繋がる広報施策の検討を行った。

- ⑧ 本年度中、「寄金ワーキング・グループ」(16年9月設置)を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、寄付要請があった案件について、寄付金拠出の有無又は拠出案の検討を行った。

- ⑨ 本年度中、「社会貢献ワーキング・グループ」(19年10月設置)を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、「2023年度の電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査」の調査結果を取りまとめ、調査結果について意見交換を行った。

- ⑩ 本年度中、「家族サポート証券口座に関する検討ワーキング・グループ」(5年12月設置)を5回開催した。

本ワーキング・グループでは、認知・判断能力の低下等に備えた資産運用・管理に係る代理人等取引のあり方について、任意代理契約を利用し、高齢者の資産を子供世代が代理人として管理・運用することを想定したスキーム構築に向けた検討を行った。

7年2月、家族サポート証券口座の制度要綱を公表した。

- ⑪ 本年度中、「サステナブルファイナンス推進委員会」(6年4月設置)を4回開催した。

本委員会では、サステナブルファイナンスを推進するための施策について検討を行った。

また、本委員会の下部機関として設置された「SDGsに貢献する金融商品に関するワーキング・グループ」ではサステナブルファイナンスを取り巻く環境の変化を受けての証券業界としての具体的対応施策案等について、「サステナビリティ基準ワーキング・グループ」ではサステナビリティ基準委員会(SSBJ)によるサステナビリティ開示基準の公開草案に対する証券業界のコメント等について、それぞれ検討を行った。

- ⑫ 本年度中、「働き方改革・ダイバーシティ推進委員会」(6年4月設置)を2回開催した。

本委員会では、証券業界における生産性の向上や働きがいのある職場環境の整備、ダイバーシティ推進に向け、証券業界の現状及び課題を踏まえた具体的施策の検討を行った。

- ⑬ 本年度中、「こどもの貧困対策支援委員会」(6年4月設置)を4回開催した。

本委員会では、経済的に厳しい状況にある子ども等への援助に係る施策の検討やこどもの貧困問題の解決に向けて活動しているNPO法人等と会員を結ぶ「子どもサポート証券ネット」の効率的かつ実効的な運営のため、参加するNPO法人等の選定・審査を行った。

⑭ 本年度中、「資産形成の推進に関するワーキング・グループ」（6年10月設置）を3回開催した。

本ワーキング・グループでは、国民の安定的な資産形成に関する調査研究並びに情報発信等及び資産形成支援に向けた取組みの推進に関する事項等について検討を行った。

また、本ワーキング・グループでの議論に基づき「新NISA開始1年後の利用動向に関する調査」を新たに実施し、その調査結果を取りまとめ公表した。

### (3) 総務委員会

本年度中、総務委員会を22回開催した。本年度の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・ 定款等の一部改正（案）について
- ・ 非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正等に係る定款等の一部改正（案）について
- ・ 「定款の施行に関する規則」の一部改正について（案）
- ・ 非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正に係る定款の一部改正(案)に関するパブリックコメントの募集について
- ・ 一般社団法人の新設について（案）（株主優待SDGs基金関連）
- ・ 「令和7年度予算編成の指針」（案）について
- ・ 令和6年度収支決算見込みについて
- ・ 令和7年度収支予算（案）について
- ・ 金融商品取引業者及び登録金融機関の本協会加入又は脱退について
- ・ 資格管理事業における受験料等の改定について
- ・ 事務局本部事務所ネットワーク機器及びペーパーレス会議システムリプレースシステム化計画書(案)について

併せて、本協会における調達事案について審議した。本年度の主な調達事案は以下のとおりである。

- ・ 反社情報照会システムリプレースに係る第I種調達について
- ・ 2024年度「証券投資に関する全国調査」の実施に係る調達手続について
- ・ 協会WANシステムリプレースに係る第I種調達について
- ・ 第29回アジア証券人フォーラム（ASF）年次総会の開催に係る調達について
- ・ 第14回日本証券サミットの開催に係る調達について（第I種調達事案）
- ・ 事務局本部ネットワーク機器及びペーパーレス会議システムリプレースに係る第I種調達について

また、総務委員会の下部機関である分科会及びワーキング・グループの検討状況は、以下のとおりである。

① 本年度中、「財務分科会」を8回開催した。

本分科会では、令和7年度予算編成の指針（案）を取りまとめたほか、決算報告の審査、資格管理事業における四半期ごとの外務員資格試験受験者数等について報告・意見交換を行った。また、事務局本部ネットワーク機器及びペーパーレス会議システムのリプレースについてシステム化計画

書（案）を審議した。

6年9月、本分科会の下部機関である「資格試験受験料等の見直しに関するワーキング・グループ」を3回開催し、7年度から9年度までの3年間に適用する外務員等資格試験の受験料及び資格更新研修受講料等の価格の見直しに関する検討結果を取りまとめた。

② 本年度中、「協会資産 運用諮問・検証分科会」を5回開催した。

本分科会では、運用状況の報告及び令和7年度運用計画について意見交換を行った。

#### (4) 行動規範委員会

本年度中、行動規範委員会を2回開催した。本年度の主な審議・報告事項は以下のとおりである。

- ・ モデル倫理コード等の廃止について
- ・ 動き出した「貯蓄から投資」の流れと今後の販売会社の取組み姿勢について

#### (5) 金融・証券教育支援委員会

本年度中、金融・証券教育支援委員会を3回開催した。なお、本協会の金融・証券教育支援事業がJ-FLECに移管されたことに伴い、本委員会の役割はJ-FLECの業務運営に関する聴取・意見交換、要望・意見の発出等となることから、6年7月、本協会の定款等の一部改正を行い、本委員会委員の構成を変更した。本年度の主な審議・報告事項は以下のとおりである。

- ・ 本協会からJ-FLECへの業務移管等について
- ・ 6年度における金融・証券教育支援事業費及びJ-FLECに対する分担金の確定について
- ・ J-FLECの活動状況について
- ・ J-FLECの活動状況および予算概要について

また、本年度中、金融・証券教育支援委員会の下部機関である「金融・証券教育支援委員会ワーキング・グループ」（23年9月設置）を1回開催した。本ワーキング・グループでは、本協会からJ-FLECへの業務移管等について実務的観点からの検討を行った（金融・証券教育支援委員会の役割が変更されたことに伴い、6年6月末をもって解散）。

### 4 証券評議会、業態別評議会及び地区評議会

#### (1) 証券評議会

本年度中、証券評議会を6回開催し、各業態別評議会の実施状況等について報告を受けたほか、以下の事項について、本評議会から証券戦略会議に報告を行った。

- ・ 個人投資家応援証券評議会の解散について
- ・ インターネット証券評議会からの提案について（各種統計の廃止について）
- ・ インターネット証券評議会からの提案について（令和8年度税制改正要望に関する提案について）

- ・ 「カスタマーハラスメント対応に関する検討会」の設置について

また、証券評議会委員、証券戦略会議議長会社・同副議長会社の担当役員、金融庁及び証券取引等監視委員会の担当課長等をメンバーとする「証券市場に関する諸問題を考える会」を5回開催し、証券市場に関する諸問題について積極的に意見交換等を行った。

## (2) 業態別評議会

### ① リテール証券評議会

本年度中、リテール証券評議会を6回開催し、以下の内容について、講師より説明を受け、意見交換を行った。

- ・ 米国のファイナンシャル・アドバイザーと資産運用立国を目指す我が国への示唆（講師：明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科 沼田優子氏）
- ・ 富裕層マーケットの動向（講師：㈱野村総合研究所 石井英行氏 野口幸司氏）
- ・ 東証における最近の取組みについて（講師：㈱東京証券取引所 川井洋毅氏）
- ・ 2025年の市場動向について（講師：大和証券㈱ 木野内栄治氏）

さらに、本評議会の検討テーマに関連し、金融庁担当官を招いて、以下の内容について説明を受け、意見交換を行った。

- ・ 2024事務年度金融行政方針について
- ・ 資産運用立国実現に向けた顧客本位の業務運営を進めるための施策

### ② ホールセール証券評議会

本年度中、ホールセール証券評議会を4回開催し、以下の内容について、講師より説明を受け、意見交換を行った。

- ・ 「セキュリティトークン」について～ホールセールでのSTの活用～（講師：㈱BOOSTRY 佐々木俊典氏）
- ・ 東証における最近の取組みについて（講師：㈱東京証券取引所 川井洋毅氏）
- ・ 揺れ動く欧米のESG規制－今後の展望と資本市場への影響－（講師：㈱野村資本市場研究所 磯部昌吾氏）

さらに、本評議会の検討テーマに関連し、金融庁担当官を招いて、以下の内容について説明を受け、意見交換を行った。

- ・ 資産運用立国実現に向けた顧客本位の業務運営を進めるための施策

### ③ インターネット証券評議会

本年度中、インターネット証券評議会を6回開催し、証券評議会への提案として、以下の内容を取りまとめた。

- ・ 各種統計の廃止について
- ・ 令和8年度税制改正要望に関する提案について
- ・ 「カスタマーハラスメント対応に関する検討会」の設置について

また、以下の内容について、講師より説明を受け、意見交換を行った。

- ・ 東京都におけるカスタマーハラスメント防止に係る施策について（講師：東京都産業労働局雇用就業部 内田知子氏）

さらに、本評議会の検討テーマに関連し、金融庁担当官を招いて、以下の内容について説明を受け、意見交換を行った。

- ・ 2024事務年度 金融行政方針について
- ・ 金融分野におけるサイバーセキュリティについて

その他、本評議会の下部機関である「インターネット取引における検討ワーキング・グループ」を8回開催し、本ワーキング・グループの検討結果として、以下の具体的内容を取りまとめた。

- ・ 各種統計の廃止について
- ・ 令和8年度税制改正要望に関する提案について
- ・ 「カスタマーハラスメント対応に関する検討会」の設置について

#### ④ 個人投資家応援証券評議会

本年度中、個人投資家応援証券評議会を1回開催し、本評議会の解散について審議が行われた。本件は賛成多数で承認され、本評議会は6月末をもって解散することとされた。

業態別評議会の参加会員数（延べ）

（単位：社）

業態別評議会名	6年度末	5年度末	増減数
リテール証券評議会	79	81	▲2
ホールセール証券評議会	30	30	0
インターネット証券評議会	28	29	▲1
合計	137	140	▲3
【参考】個人投資家応援証券評議会	—	18	▲18

#### (3) 地区評議会

本年度中、地区評議会を12回開催し、証券戦略会議における審議事項等について報告を行うとともに、各地区から寄せられた課題等について情報交換を行った。

### 5 分科会・委員会等

#### (1) 自主規制企画分科会

本年度中、自主規制企画分科会を10回開催し、主に次に掲げる事項について審議し、自主規制会議に付議した。

- ・ 「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の廃止
- ・ 金融商品取引法等の改正に伴う本協会諸規則の一部改正

- ・ 書面交付のデジタル化対応に係る自主規制規則等の一部改正
- ・ 非上場有価証券特例仲介等業務に係る自主規制規則等の一部改正案に関するパブリックコメントの募集
- ・ 令和7年度監査計画
- ・ 本協会が実施する自主規制に関する研修の基本計画（2025年度）

また、自主規制企画分科会の下部機関であるワーキング・グループの本年度中の検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」（19年1月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、令和5年改正金融商品取引法等の趣旨を踏まえ、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」等の一部改正に向けた検討を行った。

- ② 本年度中、「研修編成ワーキング・グループ」（24年9月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、「本協会が実施する自主規制に関する研修の基本計画（2025年度（案）」を取りまとめた。

## (2) エクイティ分科会

本年度中、エクイティ分科会を9回開催し、主に次に掲げる事項について審議し、必要な事項を自主規制会議に付議した。

- ・ 『「監査人から引受事務幹事会社への書簡」要綱』の一部改正
- ・ 東京証券取引所の立会内取引の取引時間延伸に伴う「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正
- ・ 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部改正
- ・ J-Shipsに係る制度整備及び非上場株式等に関する投資勧誘範囲の拡充等に関する「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正
- ・ 「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」等の一部改正
- ・ 金融商品取引法等の改正に伴う「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正
- ・ PTSにおける立会外取引に類似する取引に関する制度整備に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正
- ・ 『「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の考え方について（ガイドライン）」の改正
- ・ 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース」報告書を踏まえた「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正
- ・ 「外国証券の取引に関する規則」の一部改正
- ・ 受益証券発行信託やトークン化された非上場株式の活用に係る「店頭有価証券等の特定投資家

に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正案に関するパブリックコメントの募集

- ・ 非上場有価証券特例仲介等業務に係る自主規制規則等の一部改正案に関するパブリックコメントの募集
- ・ 書面交付のデジタル化対応に係る自主規制規則等の一部改正

また、エクイティ分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況は、以下のとおりである。

- ① 本年度中、「引受けに関するワーキング・グループ」（18年6月設置）を6回開催した。

本ワーキング・グループでは以下の事項について検討を行った。

- イ. 『有価証券の引受け等に関する規則』第12条第2項及び第3項に係るQ&Aの策定

自主規制規則の見直しに関する提案として寄せられた「IP0における共同主幹事の引受審査の範囲や粒度に関する目線合わせ及び明文化」について検討を行い、6年11月、『有価証券の引受け等に関する規則』第12条第2項及び第3項に係るQ&Aを取りまとめ、公表した。

- ロ. 「社債券の適切な引受判断に係るガイドライン」の策定に向けた取組み(公社債分科会所管事項)

「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」報告書(2024年7月報告)の提言を踏まえ、「社債券の適切な引受判断に係るガイドライン」の策定に向けて検討を行った。(公社債分科会所管事項)

- ② 本年度中、「引受審査に関するワーキング・グループ」（23年11月設置）を6回開催した。

本ワーキング・グループでは、「引受けに関するワーキング・グループ」と共催で、以下の事項について検討を行った。

- イ. 『有価証券の引受け等に関する規則』第12条第2項及び第3項に係るQ&Aの策定

- ロ. 「社債券の適切な引受判断に係るガイドライン」の策定に向けた取組み(公社債分科会所管事項)

- ③ 本年度中、「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」（22年4月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、PTSにおける立会外取引に類似する取引について必要な制度整備を行う観点から、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について、検討を行った。

- ④ 本年度中、「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」（30年10月設置、3年7月改組）を7回開催した。

本ワーキング・グループでは、以下の事項について検討を行った。

- イ. セカンダリー取引の勧誘時における開示資料の作成負担の軽減や金融商品仲介業者を通じて投資勧誘を行う場合の規則の明確化等によるJ-Shipsに係る制度整備、及び非上場株式等に関する投資勧誘範囲の拡充等の観点から、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正について、検討を行った。

- ロ. 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース」報告書の提言を受けた、非上場有価証券の取引制度の利用拡大のための「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正について検討を行った。

- ハ. J-Shipsの対象に受益証券発行信託やトークン化された非上場株式を追加するため、「店頭有価

証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正について、検討を行った。

ニ. 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告書の内容を踏まえた、株式投資型クラウドファンディングの利用拡大のための「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正について、検討を行った。

ホ. 非上場有価証券特例仲介等業務に係る金融商品取引法等の改正に伴い、「店頭有価証券に関する規則」等の一部改正について、検討を行った。

### (3) 公社債分科会

本年度中、公社債分科会を8回開催し、主に次に掲げる事項について審議し、自主規制会議に付議した。

- ・ 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の一部改正
- ・ 「外国証券の取引に関する規則」の一部改正
- ・ 書面交付のデジタル化対応に係る自主規制規則等の一部改正
- ・ 『『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則』等の一部改正案に関するパブリックコメントの募集
- ・ 「有価証券の引受け等に関する規則第3条の考え方」案のパブリックコメントの募集

また、公社債分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況等は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」（17年7月設置）を2回開催した。  
本ワーキング・グループでは、以下の事項について検討を行った。
    - イ. 自主規制規則の見直しに関する提案を踏まえ、外国証券業者に売買注文を取次ぐ取引について「外国証券の取引に関する規則」における「外国取引」に含むよう同規則の一部改正に係る検討を行った。
    - ロ. 「低流動性資産に投資する外国投資信託証券に係るQ&A」の策定等について検討を行った。
  - ハ. 証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた取組みの一環として、外国証券の移管事務の効率化に係る検討を行った。
- ② 本年度中、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」（24年8月設置）を2回開催した。  
本ワーキング・グループでは、社債の取引情報の報告・発表制度が社債の流動性に与える影響等について検証し、発表対象銘柄の拡大に向けて検討を行った。
  - ③ 本年度中、「社債等の発行手続に関するワーキング・グループ」（元年12月設置）を1回開催した。  
本ワーキング・グループでは、「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」の運用状況やマーケット環境の変化を踏まえ、社債券等の募集の引受けに係る実務上の課題等について検討を行った。

#### (4) 金融商品分科会

本年度中、金融商品分科会を1回開催し、書面交付のデジタル化対応に係る自主規制規則等の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について審議し、自主規制会議に付議した。

#### (5) 規律委員会

本年度中、規律委員会を2回開催し、協会の処分について審議し、自主規制会議に付議した。

#### (6) 外務員等規律委員会

本年度中、外務員等規律委員会を6回開催し、協会の外務員等に関する処分等について審議し、本協会会長に報告した。

#### (7) 事故確認委員会

本年度中、事故確認委員会を10回開催し、協会から提出された事故調査確認申請書について審議した。

#### (8) 外務員等資格試験委員会

本年度中、外務員等資格試験委員会を5回開催し、不正受験事案に対する措置決定及び一般開放試験の受験申込期間の見直し等を行った。

### 6 監事会

本年度中、監事会を7回開催し、本協会の業務の実態につき、監事間で情報の共有を図るとともに、会計監査（四半期監査及び決算監査）等を実施した。6年5月、本協会の業務の執行及び会計に関して監査を行った結果を踏まえ、5年度監査報告書を作成した。また、7月、6事務年度監事監査の方針・計画等を策定し、理事会に報告した。

### 7 人事推薦委員会

本年度中、自主規制会議人事推薦委員会を3回、証券戦略会議人事推薦委員会を2回、人事推薦合同委員会を6回開催し、本協会の役員候補者並びに自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会の委員候補者を理事会に推薦した。

6年6月、証券戦略会議人事推薦委員会は、証券戦略会議への女性参画比率の早期向上についての申合せを行った。

## 8 懇談会等

### (1) 政策懇談会

本年度中、「政策懇談会」を3回開催した。その検討状況は以下のとおりである。

- ① 6年4月、金融庁の担当者が令和6年金融商品取引法等の改正法案について説明するとともに、本懇談会メンバーと意見交換を行った。
- ② 6年6月、金融庁の担当者が金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」で取り上げられた株式決済期間の短縮（T+1化）に関し、当該ワーキング・グループにおける議論等について説明するとともに、本懇談会メンバーと意見交換を行った。
- ③ 7年3月、金融庁の担当者が株式決済期間の短縮（T+1化）に関し、前回開催以降の海外動向及び本邦での検討状況について説明するとともに、本懇談会メンバーと意見交換を行った。

### (2) 財務省との懇談会

本年度中、財務省と証券戦略会議との懇談会を1回開催し、最近の経済情勢等について意見交換を行った。

### (3) 会員代表者合同会議（金融庁、財務省、J-FLECとの意見交換会）

本年度中、会員代表者合同会議を8回開催し、金融庁及び財務省幹部並びにJ-FLEC役員との意見交換を行った。

### (4) 国際関係懇談会

本年度中、国際関係懇談会を1回開催した。その検討状況は以下のとおりである。

6年10月、欧州委員会DG FISMA（金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局）Alexandra Jour-Schroeder氏の来日に際し、欧州における最近の規制動向及び金融ビジネスについて、本懇談会メンバー等と意見交換を行った。

### (5) カーボンニュートラル実現に向けた証券業界に対するアドバイザーボード

本年度中、「カーボンニュートラル実現に向けた証券業界に対するアドバイザーボード」を2回開催し、国内外の政策、サステナブルファイナンス市場の動向や学術的知見を踏まえつつ、加速するカーボンニュートラルの実現に向けた動きに証券業界としても貢献ができるよう、証券業界が果たすべき役割について大学関係者、シンクタンク等の有識者と意見交換を行った。

### (6) BCP対策委員会

本年度中、証券市場BCPフォーラムのBCP対策委員会を3回開催した。

本委員会での検討状況は、以下のとおりである。

- ① 本年度の証券市場BCP合同訓練を行うに当たり、証券インフラ機関のシステムの切替えに係る市場参加者等における業務影響を検討するためのポイントのほか、公社債報告・集計システム、取引所外取引の報告・公表システム及びフェニックス銘柄システムの稼働状況を踏まえた自社対応訓練並びに他市場（短期金融市場及び外国為替市場）との連携等を踏まえた合同訓練の手順等について検討を行った。
- ② 7年3月、本年度のBCP対策委員会の活動報告書の取りまとめを行った。

(7) 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止対応連絡協議会

本年度中、「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止対応連絡協議会（旧「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」（21年9月設置））を1回開催し、本協会や警察・行政等の関係機関における投資詐欺の被害防止に係る対応状況等の情報共有・交換を行った。

(8) NISA推進戦略協議会及びNISA推進・連絡協議会

本年度中、「NISA推進戦略協議会」（5年6月設置）を1回開催し、NISA制度の担い手である金融機関で構成される業界団体等において、6年8月上旬に株式市場の相場急変が起こったことに伴い、個人投資家の動向に係る分析結果、相場急変時における各業界等の対応事例・課題等、金融経済教育の推進に向けた取組みについて、情報共有・意見交換等を行った。

(9) 証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた懇談会

6年5月、「証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた懇談会」を設置し、本年度中、2回開催した。会員各社の共通課題であるミドル・バックオフィス業務の効率化に向け、政策的な観点から検討を行った。

また、6年5月、本懇談会の下部にテーマごとに部会（サイバーセキュリティ部会、相続部会、外国株式コーポレートアクション部会、口座開設部会、売買審査部会、株式公開買付部会）を設置し、各部会においてミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた具体的な施策の検討を行った。

(10) 仕組債及び外国投信に関するプロダクトガバナンスの実効性の確保に係る勉強会

6年10月、「仕組債及び外国投信に関するプロダクトガバナンスの実効性の確保に係る勉強会」を設置し、本年度中、3回開催した。仕組債及び外国投資信託に関するプロダクトガバナンスの実効性の確保に向けた実務上の対応について検討を行った。

(11) スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会

6年12月、政府の成長戦略及び規制改革実施計画等における提言等を踏まえ、金融庁との共同事務局として「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」を立ち上げ、非上場株式の発行市場及び流通市場を活性化させる観点から、その課題等について意見交換を行った（本年度中、2

回開催)。

## 9 役員等

### (1) 会長、副会長等の就退任

- ① 6年6月21日付け退任 日比野隆司氏
- ② 6年6月30日付け退任 森田敏夫氏(会長)、江川雅子氏、永井浩二氏、  
岳野万里夫氏(副会長)、松尾元信氏(専務理事)
- ③ 6年7月1日付け就任 森田敏夫氏(会長)、神作裕之氏、永井浩二氏、中田誠司氏、  
岳野万里夫氏(副会長)、松尾元信氏(専務理事)

### (2) 公益理事の就退任

- ① 6年6月30日付け退任 神田秀樹氏、高木祥吉氏、藤沢久美氏
- ② 6年7月1日付け就任 神田秀樹氏、高木祥吉氏、藤沢久美氏

### (3) 会員理事・特別会員理事・会員監事の就退任

- ① 6年4月1日付け就任 福留朗裕氏(特別会員理事)
- ② 6年6月30日付け退任 石井登氏(会員理事)、小高富士夫氏、内藤誠二郎氏(会員監事)
- ③ 6年7月1日付け就任 新芝宏之氏(会員理事)、梅原知彦氏、西村永良氏(会員監事)
- ④ 7年3月31日付け退任 福留朗裕氏(特別会員理事)

### (4) 執行役の就退任

- ① 6年6月17日付け退任 菊地鋼二氏(専務執行役)
- ② 6年6月17日付け就任 石黒淳史氏(常務執行役)
- ③ 6年6月30日付け退任 石黒淳史氏、島村昌征氏、松本昌男氏(常務執行役)、菱川功氏(執行役)
- ④ 6年7月1日付け就任 石黒淳史氏(専務執行役)、松本昌男氏、山本悟氏(常務執行役)、  
菱川功氏(執行役)

### (5) 常任監事の就退任

- ① 6年6月17日付け退任 石黒淳史氏
- ② 6年6月17日付け就任 菊地鋼二氏

(注) 6年3月26日を選挙期日とする特別会員選挙で特別会員理事選出、6月14日を選挙期日とする会員選挙で会員理事及び会員監事選出、6月17日の定時総会で会長、公益理事、常任理事及び常任監事選出